

第1節 応急活動体制計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、町は、必要に応じ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策活動を実施する。

1 配備体制

区分	配備基準	配備体制	任務	参集範囲
本部設置前の体制	第1非常配備 (1) 北海道日本海沿岸北部に「津波注意報」が発表されたとき。 [自動参集] (2) 本町に震度4の地震が発生したとき。 [自動参集] (3) その他町長が必要と認めたととき。	情報連絡のため、又は地震が発生した場合速やかに対処するため、各課の少数の人員をもって当たるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	○情報の収集 ○関係機関との連絡	各課長 各課長の命ずる職員
本部	第2非常配備 (1) 北海道日本海沿岸北部に「津波警報」が発表されたとき。 [自動参集] (2) 本町に震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 [自動参集] (3) その他町長が必要と認めたととき。	関係各課の所要人員をもって当たるもので、地震発生時には直ちに応急活動を開始できる体制とする。	○情報の収集 ○関係機関との連絡 ○応急措置の実施	主査職以上の職員
体制	第3非常配備 (1) 北海道日本海沿岸北部に「大津波警報（特別警報）」が発表されたとき。 [自動参集] (2) 本町に震度6弱以上の地震が発生したとき。 [自動参集] (3) その他町長が必要と認めたととき。	本部の全員をもって当たるもので、状況により、それぞれの地震・津波災害応急活動ができる体制とする。	○災害業務全般の実施	全職員

(備考) ・ 地震の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合において

は、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

- ・ 第1・第2非常配備につく職員の人数は、状況により各課長において増減するものとする。

2 配備体制の決定及び配備指令の伝達

(1) 勤務時間内

- ア 防災情報室長は、地震・津波情報、災害に関する情報等を入手し、配備の要否を検討する必要があると判断したときは、直ちに町長に報告する。
- イ 報告を受けた町長は、必要があると認めるときは、前記1に掲げるいずれかの配備体制を命ずる。
- ウ 町長が配備を指示したときは、防災情報室長は、関係課長に配備指令を伝達するとともに、庁内放送等により職員に周知する。
- エ 関係課長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる。

(2) 勤務時間外

- ア 防災情報室員は、地震・津波情報、災害に関する情報等を入手したときは、直ちに防災情報室長に報告する。
- イ 防災情報室長は、報告を受け、配備の要否を検討する必要があると判断したときは、直ちに町長に報告する。
- ウ イにより報告を受けた町長は、必要があると認めるときは、前記1に掲げるいずれかの配備体制を命ずる。
- エ 町長が配備を指示したときは、防災情報室長は、関係課長に配備指令を緊急連絡網等により伝達する。
- オ 関係課長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる。

(3) 職員への伝達

防災情報室長は、町長の配備決定に基づき、(1)(2)による伝達のほか、次の伝達手段を用いて関係職員に対し伝達を行う。また、道からの災害情報を迅速に把握するため、職員に対し、北海道防災対策支援システムの各自の携帯電話への登録について指導する。

- ア 携帯電話(メール、LINE等)による伝達
- イ 庁舎内放送による伝達

3 勤務時間外における職員の自動参集

(1) 第1非常配備体制のための参集

各課長等(管理職)は、次の要件に至ったことを知ったときは、配備指令によらず、直ちに登庁しなければならない。

- ア 「津波注意報」が発表されたとき。
- イ 震度4の地震が発生したとき。

(2) 本部設置体制のための参集

すべての職員は、次の要件に至ったことを知ったときは、配備指令によらず、直ちに登庁しなければならない。

- ア 「大津波警報」又は「津波警報」が発表されたとき。

イ 震度5強以上の地震が発生したとき。

(3) その他

職員は、周囲の状況から大規模な災害が発生したと判断した場合には、動員配備指令を待たず、自ら参集する。

4 参集時の留意事項

職員は、参集に当たり、次の点に留意する。

(1) 勤務時間外における参集場所

区 分	地震発生の場合	津波発生の場合
第1非常配備 (本部設置前)	各課長（管理職）は、在勤地の庁舎に参集する。	各課長（管理職）は、在勤地の庁舎に参集する。
第2非常配備 第3非常配備 (本部体制)	各課長等（管理職）は、在勤地の庁舎に参集する。 その他の職員は災害発生場所が在住地の場合は最寄りの庁舎へ、在住地以外の場合は在勤地の庁舎に参集する。	原則、職員は在勤地の庁舎に参集する。なお、津波到達予想時刻が発表され、到達まで原則30分未満の場合は、最寄りの庁舎へ参集する。 ※ 参集する職員の津波による危険を回避するための措置であり、職員の所在地により職員個々に判断する。

(2) 服 装

応急活動ができる服装とする。

(3) 緊急措置

参集途上において、火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいる場合には、その活動を引き継ぎ、庁舎等に参集する。

(4) 情報収集

参集途上においても、各地区の次のような被害状況等について情報収集し、参集時に所属の課長等に報告する。

- ア 幹線道路等の状況
- イ 建物の倒壊、損傷の状況
- ウ 火災の発生、消火活動の状況
- エ 被災者及び救助活動の状況
- オ ライフラインの状況

(5) 参集報告

各課長等は、職員の参集状況及び各職員が参集時に収集した被害情報等を集約し、**防災情報**

室長に報告する。

5 本部の設置

町長は、町域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に応じて、迅速かつ確かな災害対策を実施するため必要があると認めるとき、基本法第23条の2及び利尻町災害対策本部条例（資料14-2）に基づき、本部を設置する。

(1) 設置及び廃止の基準

設置基準	次のような場合で、町長が必要と認めるとき。 ア 大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表されたとき。[自動的に設置] イ 震度6弱以上の地震が発生したとき。[自動的に設置] ウ その他町長が必要と認めるとき。
廃止基準	ア 災害発生のおそれが解消したとき。 イ 災害応急対策がおおむね完了したとき。 ウ その他本部長（町長）が必要なしと認めるとき。 ※ 廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する課に業務を引き継ぎ、それぞれの関係課において対策業務を行うものとする。この場合、防災情報室長は、業務の内容、遂行状況について各課からの報告を求め、常に全体状況を掌握し、また必要な指示を行うものとする。

(2) 公表

本部を設置したときは、直ちにその旨を本部員並びに町防災会議構成機関、宗谷総合振興局長、その他の防災関係機関及び住民に対し、電話、文書、その他の方法で通知及び公表する。また、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

(3) 設置等権限の代理者

本部の設置又は廃止の決定権限は、町長にあるが、町長が不在の場合の職務代理順位者は、次のとおりとする。

職務権限順位	1	副町長	2	教育長
--------	---	-----	---	-----

(4) 本部の設置場所

本部は、利尻町役場本庁舎に設置する。ただし、庁舎の被災等により、本部として機能できないと町長が判断したときは、次の施設の中から、その都度状況に応じて本部を移設する。

- ア 仙法志支所
- イ 利尻礼文消防事務組合／消防署

(5) 標識等

ア 本部の標識

本部が設置されたときは、その設置を示すため、資料1-3（図1）の標示を庁舎正面玄

関に掲げる。

イ 腕章

本部が設置されたときは、本部の業務に従事する職員は、資料1-3（図2）の腕章を着用する。

6 本部の組織（資料1-1参照）

(1) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 本部員

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(4) 本部員会議

本部が設置された場合、本部に本部員会議を置く。

ア 本部員会議の構成

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

イ 本部員会議の協議事項

- (ア) 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- (イ) 災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (ロ) 関係機関に対する応援の要請に関すること。
- (ハ) その他災害対策に関する重要な事項

ウ 本部員会議の開催

- (ア) 本部員会議は、本部長が必要の都度招集し、開催する。
- (イ) 本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (ロ) 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- (ハ) 本部員は、会議招集の必要があると認めるときは、防災情報室長にその旨を申し出る。

エ 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図る。

オ 本部連絡員

- (ア) 各部に本部連絡員を置く。
- (イ) 各部長は、あらかじめ所属職員の中から本部連絡員を指名し、防災情報室長に報告する。
- (ロ) 本部連絡員の業務は、次のとおりとする。
 - a 所属部内の動員及び配備体制状況の掌握

- b 応急対策の実施及び活動状況の掌握
- c 応急対策実施に伴う応援等の必要な対策の要求
- d 所属部内の各班に係る災害に関する情報のとりまとめ
- e 本部との情報伝達及び所属部内との連絡調整

(5) 部及び班

本部における部・班の組織及びそれぞれの所掌事務については、資料1-2に定めるところによる。

(6) 現地災害対策本部

災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策活動の指揮を行う。

ア 現地災害対策本部の開設

(7) 本部長は、前記(2)(3)の者のうちから現地災害対策本部長を、また本部職員のうちから現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。

(4) 現地災害対策本部を開設したときは、資料1-3(図1)に準じた標示を掲げる。

イ 現地災害対策本部の責務

(7) 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止をする。

(4) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。

(7) 入手した情報を逐次本部へ報告する。

(7) 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

ア 防災情報室長は、稚内地方気象台及びその他関係機関と連絡をとり、地震・津波情報の收受・伝達等を行う。

イ 関係各班長は、防災情報室からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行う。

ウ 第1非常配備につく動員の人数は、状況により各班長において増減する。

(8) 第2非常配備・第3非常配備(本部体制)

ア 地震発生の場合

被災者救援等の初動体制は、災害対策本部の防災情報室において避難所設置を行う。避難所は資料3-2のとおりであるが、職員の配置は勤務時間外や交通状況等により人員の確保が難しい場合は、各施設管理者の協力のもと自主防災組織や自治会等が運営に当たる。

なお、災害対策本部は、各避難所との連絡調整を速やかに行い、情報収集を図る。また、現地の被害状況についても災害対策本部の総務対策部と連携し、産業対策部、建設対策部において情報収集を図る。

イ 津波発生の場合

被災者救援等の初動体制は、災害対策本部の防災情報室において避難所設置を行うが、気

象庁が発表する津波到達予想時刻により、職員が利尻市街地から各施設に移動することが困難な場合が生じたとき、特に海岸沿いの地区の避難所（資料3-1・3-2参照）においては、各施設管理者の協力のもと自主防災組織や自治会等が自主的に避難所を開設、運営する。

なお、災害対策本部は、各避難所との連絡調整を速やかに行い、情報収集を図る。

第2節 地震動警報等及び津波警報等の収集・伝達計画

地震及び津波による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため、町は、防災関係機関との緊密な連携のもと、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（*））に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（*）利尻郡利尻町は、都道府県名「北海道」、府県予報区の名称「北海道道北」、区域の名称「北海道利尻礼文」のいずれかで発表される。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れがくる前に、これから強い揺れがくることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに地方公共団体に提供する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）等を通して住民に伝達する。

気象庁が発表した緊急地震速報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

町、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（IP告知端末を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

2 津波警報等の種類及び内容

(1) 津波警報等の種類

大津波警報（特別警報）及び津波警報	該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれ著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。 なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。
-------------------	---

津波注意報	該当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
津波予報	津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(2) 津波警報等の発表基準・津波の高さ予想の区分

ア 大津波警報（特別警報）・津波警報・注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模マグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
-------	--	---------------------------	---------	--

イ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

種類	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(3) 津波警報等の伝達

町は、津波警報等について、道、消防庁、N T Tから通報を受けたとき又は自らが知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。

特に、特別警報に位置づけられる大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車などにより住民へ周知する。

3 地震及び津波に関する情報の種類と内容等

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
---------	------	----

震度速報	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以上（津波警報等を発表した場合は発表しない） 	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	<p>次のいずれかを満たした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 津波警報等の発表時 若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報（警報）を発表した場合 	<p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</p>
各地の震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上 	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表</p> <p>※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表</p>
遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表</p> <p>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な地震の概要、震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上 	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

長周期地震動に関する観測情報	発表基準「・震度3以上」 内容「高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)や、その規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)」
----------------	---

(2) 津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報(特別警報)	1 mを超える	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微

		弱」と表現)
--	--	--------

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報 (特別警報)	3 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

○ 津波情報の留意事項等

- ・ 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

- ・ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合が

ある。

- 津波観測に関する情報

津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

- 沖合の津波観測に関する情報

津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 地震活動に関する解説

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (速報版) ※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表・津波警報・注意報発表時・(担当地域で)震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表・津波警報・注意報発表時・(担当地域で)震度5弱以上を観測・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及び〇〇地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料

<p>週間地震概況</p>	<p>・ 定期（毎週金曜）</p>	<p>防災に係る活動を支援するために、週ごとの（都道府県内及び）〇〇地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。</p>
---------------	-------------------	--

※地震解説資料（速報版）はホームページでの発表をしていない。

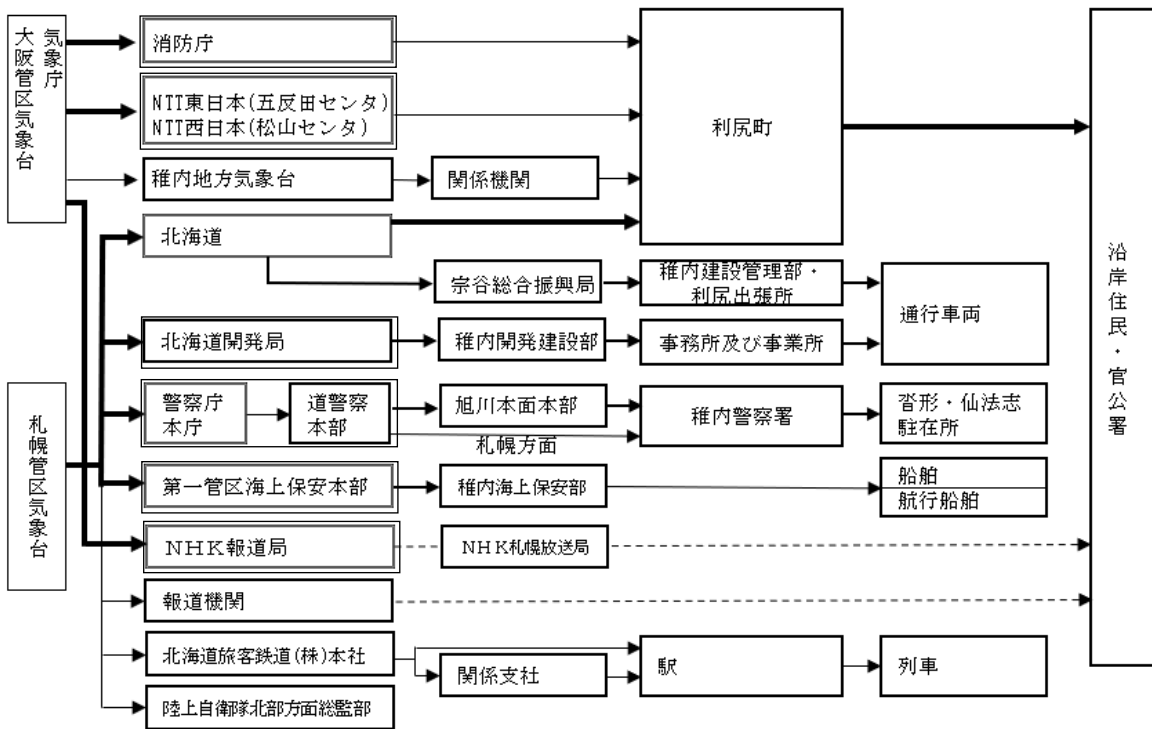
4 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

(1) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域

1 緊急地震速報で用いる区域等の名称



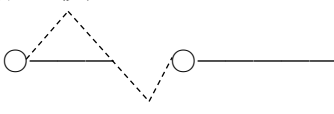
5 津波警報等及び地震に関する情報の伝達



- 注
- ・ (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
 - ・ (太線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達
 - ・ (点線)は、放送
 - ・ (中太線)は、気象業務法に基づく、通知等の義務及び放送以外の伝達
 - ・ NTT東日本及びNTT西日本には、津波警報と津波警報解除のみ通報する。
 - ・ 対策通報は、北海道防災情報システムにより通知

6 津波警報等の標識

標 識 の 種 類	標 識
	サイレン信号
津 波 注 意 報 標 識	(約10秒) (約2秒)
津 波 警 報 標 識	(約5秒) (約6秒)
大 津 波 警 報 標 識	(約3秒)

	(約2秒) (短声連点)
津波注意報及び津波警報解除標識	(約10秒)  (約3秒) (約1分)

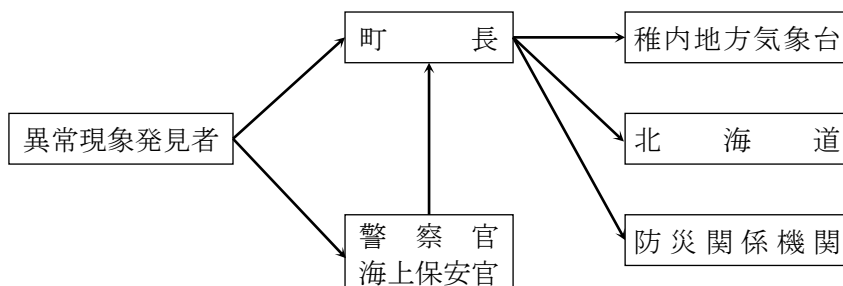
7 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。また、通報を受けた町長は、速やかに道及び稚内地方気象台等関係機関に通報する。

(1) 異常気象

- ア 地震に関する事項 頻発地震、異常音響及び地変
- イ 水象に関する事項 異常潮位又は異常波浪

(2) 通報系統図



第3節 災害情報等の収集・伝達計画

町は、災害応急対策活動を実施するために必要な災害情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

(1) 住民への伝達

町は迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努めることとし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などで受信した緊急地震速報を音声告知端末等より住民等への伝達に努める。

また、その他の情報伝達手段として、北海道防災情報システム、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、スマートフォン、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

(2) 災害概況の把握

ア 震度4以上の地震が発生、又は津波警報等が発表されたときにおける初期の情報収集については、各部が所管事項について責任をもって行い、集計等は防災情報室で取りまとめ、常に災害情報等を把握する。

イ 特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

ウ 職員は、非常参集する際、登庁途上において周囲の状況を把握し、その状況を所属長に報告する。

エ 所属長は、各職員の報告を取りまとめ、防災情報室長にそれぞれ報告する。

(3) 地区情報連絡員による被害状況調査

災害が発生し又は発生するおそれがある場合の情報収集の万全を期すため、各地区に情報連絡員を置く（地区情報連絡員は、自治会長等とする。）。地区情報連絡員は、地域内の住民と協力して警戒に当たり、情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは、直ちに町又は関係機関に通報する。

(4) 各施設の被害状況調査

ア 各施設の管理者は、その施設を管轄する課に被害状況を報告する。

イ 各課長は、管轄施設の被害状況を調査し、防災情報室長に報告する。

2 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常現象を発見した者は、速やかに町役場（町職員）、警察官、海上保安官、利尻礼文消防事務組合又は地区情報連絡員（自治会長等）
〔利尻町防災2〕

のうち、最も近いところに通報する。

(2) 警察官等の町への通報

異常現象を発見した場合、あるいは発見者から通報を受けた警察官、利尻礼文消防事務組合及び地区情報連絡員は、その内容を確認し、直ちに町役場（防災情報室長）に通報する。

(3) 町長から各機関への通報及び住民への周知

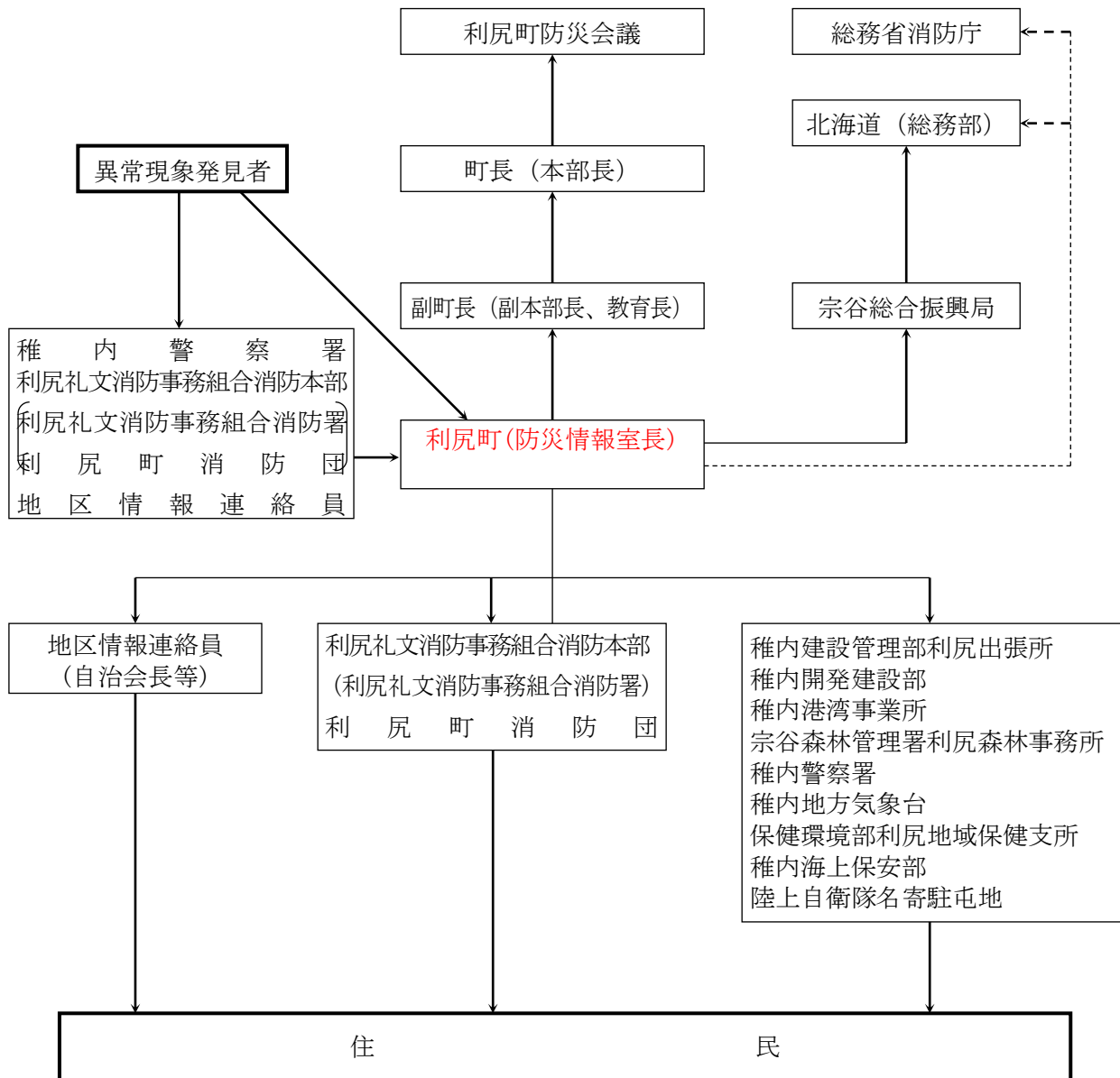
ア 町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じて、関係機関に通報するとともに、住民に周知する。（別図参照）

イ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性があることも、住民に周知する。

(4) 通報の取扱い

発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は、防災情報室長へ報告し、その指示により事務処理に当たる。休日、夜間にあつては、防災情報室職員が受理し、防災情報室長へ報告し、その指示を受ける。

災害情報連絡系統図(別図)



3 災害情報の通報

(1) 道への通報

町は、発災後の情報等について、次により道（宗谷総合振興局）に通報する。

- ア 災害の状況及び応急対策の概要……………発災後速やかに
- イ 本部等の設置……………本部等を設置したとき直ちに
- ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し……………被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- エ 被害の確定報告……………被害状況が確定したとき

(2) 町の通報

ア 町は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。（ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁へ報告する。

- イ 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- ウ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

4 被害状況報告

- (1) 災害が発生した場合、町長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、知事（宗谷総合振興局長）に報告する。
- (2) 町長は、消防庁即報基準に該当する地震及びそれに起因する大規模な火事等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。
- (3) 町長は、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。
- (4) 確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

時 間 帯	平日（9：30～18：15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報 告 先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 （消防防災・危機管理センター内）

N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線（注1）	電 話	*-90-49013	*-90-49102
	F A X	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信ネットワーク（注2）	電 話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	F A X	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線（注3）		5017	5010

「*」各団体の交換機の特番

（注1）消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

（注2）消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

（注3）省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報 告 先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)	
N T T回線	電 話	03-5253-7514	
	F A X	03-5253-7553	
消防防災無線（注1）	電 話	*-90-49175	
	F A X	*-90-49036	
地域衛星通信ネットワーク（注2）	電 話	*-048-500-90-49175	
	F A X	*-048-500-90-49036	
中央防災無線（注3）		5010	

災害情報等報告取扱要領

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、本要領の定めるところにより、市町村長は所轄の北海道（総合）振興局長（以下「振興局長」という。）に、振興局長は北海道知事（以下「知事」という。）に災害情報を報告するものとする。

1 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災を除いたものとする。

2 報告の対象となる災害

災害情報等の報告の対象は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 警戒レベル4相当以上の防災情報（土砂災害警戒情報、氾濫危険情報、高潮特別警報、高潮警報）、津波警報・注意報又は噴火警報（居住地域）が発表され、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を発令したもの。
- (2) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (3) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの。
- (4) 人的被害又は住家被害が発生したもの。
- (5) 孤立地域が発生したもの。
- (6) 市町村が災害対策本部を設置したもの。
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの。
- (8) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (9) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても北海道（総合）振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (10) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるものなど、特に指示があった災害

3 報告する災害情報及び方法

報告の対象となる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市町村長及び振興局長は次のとおり速やかに報告すること。

- (1) 災害が発生又は発生するおそれがある場合

市町村長は、次に掲げる災害情報を速やかに北海道防災情報システム（以下「道防災情報システム」という。）に入力すること。

- ア 災害対策本部等の設置状況（配備体制を含む。）
- イ 避難情報発令状況
- ウ 避難所開設状況
- エ 避難者数（合計避難者数を含む）
- オ 被害情報（人的被害、住家被害、非住家被害）

市町村長は、知事が特に指示をしない限り、次表の左欄に掲げる時点において把握している災害情報を当該右欄に掲げる時刻までに道防災情報システムに入力すること。

	報告を要する時点	入力期限
(ア)	8時00分	8時30分
(イ)	14時00分	14時30分
(ウ)	20時00分	20時30分
(エ)	(ア)から(ウ)までのほか知事が災害の程度等から判断し特に必要と認める時刻	知事が特に指示する時刻

- (2) 応急措置完了時

ア 市町村長は、災害に係る応急措置が完了した日から15日以内に所轄の振興局長あて別表1を電子メールにより提出すること。

イ 振興局長は、管内市町村分の別表1を取りまとめの上、別表2を作成し、知事あて提出すること。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、〔様式1-5〕のとおりとする。

5 その他

- (1) 市町村長は、市町村役場が大きな被害を受けるなど道防災情報システムが利用できない場合には、振興局長に対し、道防災情報システムへの代行入力を依頼することができる。この場合において、原則、次の事項ごとに定める入力依頼書を電子メール又はFAXにより振興局長に提出し、その旨を架電するものとする。

ただし、これが困難な場合には、電話（口頭）で入力依頼書に記載する情報を伝えるこ

と。

ア 災害対策本部等の設置状況（道防災情報システムに入力）

イ 避難情報発令状況（道防災情報システムに入力）

ウ 避難所開設状況（道防災情報システムに入力）

エ 避難者数（道防災情報システムに入力）

オ 被害情報（道防災情報システムに入力）

(2) 振興局長は、(1)により市町村長から代行入力の依頼があった場合は、その受理日時や代行入力処理日時等を別記様式5により整理すること。

(3) 被害状況報告〔様式1-4〕

第4節 災害通信計画

地震情報等の伝達や災害時における町の被害情報の収集をはじめ、防災関係機関相互間の通信連絡を迅速かつ円滑に行うために、その要領を定めるとともに、非常の際における通信連絡を確保するため、公衆電気通信設備の優先利用又は無線による非常通信の利用を図る。

1 道総合行政情報ネットワークシステム

道総合行政情報ネットワークシステムは、道をはじめ関係機関との重要な情報連絡手段であるため、町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認する。通信機能に支障が生じた場合には、施設の復旧に努めるとともに、代替通信経路を確保する。なお、その場合において、町及び道は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供する。

2 通信連絡手段の確保

災害時においては、通信の途絶や輻輳が想定されることから、町は、防災関係機関と連携し、それぞれの特性を考慮しながら通信手段の確保を図る（資料2-2～2-6）。

(1) 各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

一般公衆回線	災害時に途絶や輻輳がある。
災害時優先電話	防災機関とNTTが協議して、一般電話回線の中から指定する回線で、災害時に回線が輻輳しても、他の一般公衆回線に比べて優先して使用できる。
携帯電話	一般公衆回線と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶や輻輳もある。
衛星携帯電話	静止衛星を利用して通信するため、災害時に通信の途絶がない。ただし、相手によっては輻輳もある。
地域衛星通信ネットワーク	全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。
消防用回線（消防無線）	各消防機関が使用している回線で、道内共通波により道内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。
非常通信	町及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、北海道地方非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
インターネット	データ通信としてインターネットにより、各種データ、安

	否情報等の提供ができる。
--	--------------

(2) 輻輳を回避するための手段として、次の情報提供が有効である。

安 否 情 報	災害用伝言ダイヤル「171」	災害発生時、その規模によりNTTが提供するサービスで、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報などの伝言を録音・再生するもので、提供開始や提供条件についてNTTで決定しテレビ・ラジオ等で知らせる。
	携帯電話「災害用伝言板」	大規模な災害発生時、携帯電話事業各社が提供するサービスを利用し、安否情報の登録・確認ができる。
	携帯電話 「災害情報エリアメール」	NTTドコモが提供する災害情報配信サービスで、気象庁の緊急地震速報や大津波警報などが発信されると、NTTドコモのメールセンターを経由して、被災のおそれのあるエリア（最小単位は市町村）に一斉配信される。
	携帯電話 「緊急速報メール」	KDDI（au）及びソフトバンクが提供する災害情報配信サービスで、気象庁が配信する「緊急地震速報」や、国・地方公共団体が配信する「災害・避難情報」などが、対象エリアに一斉配信される。

3 通信途絶時における非常扱い及び緊急扱いの通話の利用方法

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

第5節 災害広報・情報提供計画

町は、道及び防災関係機関と連携し、地震・津波災害時において、被災地住民をはじめとする住民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

1 住民に対する広報等の方法

- (1) 地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、新聞）への情報提供をはじめ、町防災行政無線（**IP告知電話(端末)**）、緊急速報メール、登録制メール、広報車両、郵便局、インターネット、SNS（**X**等）、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期する。
- (2) 報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力する。
- (3) (1)の実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (4) (1)のほか、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民並びに被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。

2 住民への広報内容

町は、防災関係機関との連絡を密にし、住民に対して広報活動を実施する。

- (1) 地震に関する情報（震度、震源、地震の規模（マグニチュード）、余震の可能性、危険区域等）
- (2) 津波に関する情報（大津波警報、津波警報、津波注意報、危険区域等）
- (3) 避難について（避難指示の状況、避難所の位置、経路等）
- (4) 交通・通信状況（交通機関運行状況・不通箇所・開通見込日時・通信途絶区域）
- (5) 火災状況（発生箇所、避難等）
- (6) 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- (7) 医療救護所の開設状況
- (8) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）

- (9) 衣料・生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- (10) 道路・橋梁、河川、港湾等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (11) 住民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

3 被災者相談所の開設

町長は、必要と認めるときは、町庁舎内に被災者相談所を開設し、被災者の相談に応ずる。

なお、災害現場における住民懇談会等によって、住民並びに被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。

4 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会を受けた場合は、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにするとともに、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。
- (2) 安否情報の照会を受けた道又は町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供を行う。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (3) (2)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供する。

5 安否情報を回答するに当たっての対応

安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努める。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第6節 応急措置実施計画

町の区域に地震・津波災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係法令及び本計画の定めるところにより、町長、消防長及び防災上重要な施設の管理者は、所要の措置を講ずる。また、町長は、必要により道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め、応急措置を実施する。

1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1) 町長又はその委任を受けて町長の職務を行う町職員 (基本法第62条)
- (2) 消防長、消防署長、消防団長、消防吏員及び消防団員 (消防法第29条)
- (3) 水防管理者(町長)、水防団長(消防団長)及び消防機関の長(消防長)
(水防法第24条及び第28条)
- (4) 警察官及び海上保安官 (基本法第63条第2項)
- (5) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官
(基本法第63条第3項、第64条第8項及び第65条第3項)
- (6) 道知事 (基本法第70条)
- (7) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長 (基本法第77条)
- (8) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長 (基本法第80条)

2 町の実施する応急措置

- (1) 警戒区域の設定(基本法第63条第1項)

町長又はその委任を受けて町長の職務を行う町職員は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- (2) 応急公用負担の実施(基本法第64条第1項)

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

- (3) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施(基本法第64条第2項)

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。

なお、この場合において、工作物等を除去したときは、町長は、当該工作物等を保管しなければならない。

(4) 他の市町村長に対する応援の要求等（基本法第67条第1項、第2項）

ア 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。

この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

イ 前号の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮のもとに行動するものとする。

(5) 道知事に対する応援の要請等（基本法第68条）

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

(6) 住民等に対する緊急従事命令等

ア 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

（基本法第65条第1項）

イ 町長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（水防法第24条）

ウ 消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近にある者を消火もしくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

（消防法第29条第5項）

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場附近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。

（消防法第35条の10第1項）

(7) 応急措置の業務に従事した者に対する損失補償（基本法第84条第1項、水防法第45条、消防法第36条の3第1項）

町長は、前記(6)各号により、本町区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損失を補償しなければならない。

3 救助法適用の場合

救助法適用については、本章第36節「災害救助法の適用及び運用計画」によるものとするが、この場合の応急措置の実施については、次のとおりである。

(1) 救助に必要とする措置

救助法、同施行令、同施行規則及び同施行細則の定めにより、救助を行うために必要とする

場合における関係者に対する従事、命令、協力、物資の収用、立入検査等をその緊急の限度において実施することについて、町長は、その必要とする理由、期間その他必要な事項を明らかにして、知事に要請する。

ア 従事命令

(7) 知事（宗谷総合振興局長）は、救助を行うために特に必要があると認めるときは、次の者を応急措置業務に従事させることができる。

- a 医師、歯科医又は薬剤師
- b 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
- c 土木技術者又は建築技術者
- d 大工、左官又はとび職
- e 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
- f 鉄道業者及びその従業者
- g 軌道経営者及びその従業者
- h 自動車運送業者及びその従業者
- i 船舶運送業者及びその従業者
- j 港湾運送業者及びその従業者

イ 協力命令

知事（宗谷総合振興局長）は、現場の救助を必要とする者及びその近隣の者を応急措置業務に協力させることができる。

ウ 保管命令等

知事（宗谷総合振興局長）は、病院、診療所、助産所、旅館又は飲食店を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

エ 立入検査等

知事（宗谷総合振興局長）は、上記保管命令等のため必要があるときは、職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

また、知事（宗谷総合振興局長）は、物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

オ 従事命令等の実施

知事（宗谷総合振興局長）は、基本法に基づく従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、公用令書等を交付して行う。また、救助法に基づく従事命令等の場合にあつては、災害救助法施行細則第9条、第11条及び第17条に定める公用令書等を交付して行う。

(2) 従事命令等の実施手続

	権限の内容	命令等の対象	手続	関係条文
従事命令	災害応急措置に関する業務に従事させること	<p>ア 医師、歯科医師又は薬剤師</p> <p>イ 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士</p> <p>ウ 土木技術者又は建築技術者</p> <p>エ 大工、左官又はとび職</p> <p>オ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者</p> <p>カ 地方鉄道業者及びその従事者</p> <p>キ 軌道経営者及びその従事者</p> <p>ク 自動車運送業者及びその従事者</p> <p>ケ 船舶運送業者及びその従事者</p> <p>コ 港湾運送業者及びその従事者</p>	公用令書の交付 (様式2-1)	基本法第71条第1項 基本法第50条第1項 救助法第7条 救助法施行令第4条
協力命令	災害応急措置に関する業務に協力させること	救助を要する者及びその近隣の者	公用令書の交付 (様式2-1)	基本法第71条第1項 基本法第50条第1項 救助法第8条
保管命令	保管を命じること	物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資	公用令書の交付 (様式2-2)	基本法第71条第1項 基本法第50条第1項 救助法第9条
管理	管理すること	病院、診療所、助産所、旅館又は飲食店	公用令書の交付 (様式2-3)	基本法第71条第1項 基本法第50条第1項 救助法第9条 救助法施行令第6条
使用	使用すること	土地、家屋又は物資	公用令書の交付 (様式2-3)	基本法第71条第1項 基本法第50条第1項 救助法第9条
収用	収用すること	物資	公用令書の交付 (様式2-3)	基本法第71条第1項 基本法第50条第1項 救助法第9条

立 入 検 査	職員に立入 検査をさせ ること	施設、土地、家屋、物資の所在す る場所又は物資を保管させる場所	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者に対す る事前通知 ・防災立入検査 証の携帯 	基本法第71条第1項 基本法第50条第1項 救助法第10条
報 告 要 求	必要な報告 をとること	物資を保管させた者		基本法第71条第1項 基本法第50条第1項

注：公用令書に係る処分を変更し又は取消す場合の手続は、それぞれ公用変更令書（様式2－4）又は公用取消令書（様式2－5）を交付して行う。

第7節 避難対策計画

地震・津波災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難のため、避難指示及び避難所の開設並びに収容保護等の対策を実施する。

1 避難指示等

火災、山(崖)崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、町長は、次により避難指示等を発令する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策により、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

(1) 避難実施責任者及び措置内容

ア 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。

(ア) 避難のための立退きの指示

(イ) 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

(ウ) 緊急安全確保措置の指示

(エ) 大津波警報（特別警報）など津波の発生予報が発せられた場合、直ちに高台などの安全な場所へ避難させる等の措置

また、避難指示等の発令等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線（IP告知電話(端末)）、音声告知端末、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

イ 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

ウ 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに宗谷総合振興局長に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）。

エ 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

オ 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに宗谷総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。

(2) 警戒レベルと町民がとるべき行動

町は、住民主体の避難行動を支援するため、避難指示等の発令の際には、それに対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。警戒レベルと避難情報等の関係は原則として次のとおりである。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報 (避難情報等)
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保 ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保 (必ず発令される情報ではない。)
警戒レベル4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める	早期注意情報

(3) 避難指示等の区分

高齢者等避難及び避難指示（以下「避難指示等」という。）の区分は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

区 分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	○要配慮者等、特に避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	●要配慮者等、特に避難行動要支援者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始）

		●上記以外の者は、避難準備開始
避難指示	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○災害が発生した状況	●避難指示等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ●未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(4) 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

ア 町、道（総合振興局）、北海道警察本部（警察署等）、稚内海上保安部及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡する。

イ 町は、避難のための立退きの指示、又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区气象台及び地方气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

また、町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

ウ 北海道警察及び稚内海上保安部は、町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行う。

(5) 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、町防災行政無線（IP告知電話(端末)）、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

ア 避難指示等の理由及び内容

イ 避難場所等及び経路

ウ 火災、盗難の予防措置等

エ 携行品等その他の注意事項

(注) 津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

2 避難の方法

災害の状況により異なるが、避難が必要になった住民は、町職員又は警察官の誘導のもと、避難を行う。また、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供に努め、確実な避難誘導を行う。

(1) 避難誘導

ア 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職員・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

また、町の職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

イ 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

ウ 町職員、消防職員・団員、水防団員、警察官など避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとし、避難誘導、支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

エ 町長が発令する避難指示等に従わず避難対象地域にとどまる者に対し、町職員、警察官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難の指示等に従うようできる限り説得に努める。

(2) 移送の方法

ア 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両、船艇等によって移送する。

- イ 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。
- ウ 道は、前記要請を受けた時は、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。
- エ また、道は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

(3) 携行品の制限

避難誘導者は、避難に当たっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導する。

3 避難行動要支援者の避難行動支援

(1) 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- ア 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- イ 病院への移送
- ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

(5) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接町へ応援を要請する。

(7) 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人についても要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

4 避難路及び避難場所の安全確保

避難路の選定に当たっては、危険な道路、橋、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避ける。また、町職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力を得て、交通規制、障害物の除去等を行い、避難路及び避難場所の安全を確保し、避難の円滑化を図る。

5 被災者の生活環境の整備

町、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配付、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

6 指定緊急避難場所の開設

災害時、町は必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

7 指定避難所の設置及び運営管理

(1) 指定避難所の開設（資料3-1・3-2参照）

ア **災害時**、町は必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所

だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

イ 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に指定福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

ウ 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

エ 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

オ 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する

(2) 指定避難所の運営管理

ア 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。

また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

イ 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所の運営に関与できるように配慮するよう努める。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努める。

ウ 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努める。

エ 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努める。

オ 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道、医療・保健関係者等と連携して、段ボールベッドの導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

カ 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

キ 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

ク 市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

ケ 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

コ 町は、道と連携して、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

サ 町は、道と連携して、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあわせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

シ 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行う。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努める。

ス 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管

理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達のほか、給食センターを活用するなど、体制の構築に努める。

セ 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

ソ 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

(3) 自主避難状況報告、避難指示の報告、避難所の設置報告

町は、自主避難の通報を受けた場合、避難指示を行った場合及び避難所を設置した場合には、直ちに状況を道（宗谷総合振興局）に報告しなければならない。

(4) 収容期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害が落ち着くにしたがい、収容人員が次第に減少するときは、町長は避難所を逐次整備縮小し、その都度その旨を知事に連絡しなければならない。

なお、大災害の場合等で、どうしても期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合は、町長は、宗谷総合振興局を經由して事前に知事に開設期間の延長を要請し、知事が延長の必要を認めた場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができる。

(5) 名簿及び台帳の整備

町は、避難所収容者名簿をはじめとする各種台帳等を整備する。

ア 避難収容者名簿（様式3-1）

イ 避難所収容台帳（様式3-2）

ウ 避難所用物品受払簿（様式3-3）

エ 避難所設置及び収容状況（様式3-4）

8 広域避難

(1) 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

(2) 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

(3) 道外への広域避難

ア 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対

し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ 道は、市町村から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。

ウ 道は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

エ 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、アによらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

(4) 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 関係機関の連携

ア 道、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

イ 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。

9 広域一時滞在

(1) 道内における広域一時滞在

ア 町長は、災害発生により被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、本節において「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長（以下、本節において「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めることができる。

イ 道内広域一時滞在を協議する場合、町長は、あらかじめ宗谷総合振興局長を通じて知事に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難な場合は、協議開始後、速やかに報告する。

ウ 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

エ 町長は、道内広域一時滞在有の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

オ 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在有の必要があると認める場合は、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長に事務を引き継ぐ。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

(2) 道外への広域一時滞在

ア 町長は、災害発生により被災住民について、道外の他の市町村における一時的な滞在（以下、本節において「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、知事に対し協議を行い、知事が道外の当該市町村を含む都府県知事（以下、本節において「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求める。

イ 知事は、町長より要求があったときは、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。

ウ 道外広域一時滞在を協議する場合は、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。

エ 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

オ 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関等に通知する。

カ 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告及び公示するとともに、避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

キ 知事は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に係る機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。

ク 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

10 被災者等への的確な情報提供

(1) 町は、道と連携して、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(2) 町は、道と連携して、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得

る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

第8節 救助救出計画

地震・津波災害により、生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関等に収容し、要救助者の保護を図る。

1 対象者

捜索又は救助救出の対象者は、災害のため、現に生命又は身体に危険が及んでいる者又は生死不明の状態にある者であって、おおむね次に該当する者とする。

- (1) 火災時に火中に取り残された者
- (2) 倒壊家屋の中に取り残され、又は下敷きになった者
- (3) 津波により流失家屋及び孤立したところに取り残された者
- (4) 地震発生による自動車等の大事故によって、生命・身体が危険にさらされている者
- (5) 地震発生によるガスの大量放出等により、生命・身体が危険にさらされている者
- (6) その他救出・救助を必要とする者

2 救助隊の編成

- (1) 利尻礼文消防事務組合は、消防職員等による救助隊を編成するとともに、救出作業に必要な車両、特殊機械器具等を調達し、迅速に救助に当たる。
- (2) 自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、稚内警察署に連絡し、連携して救助に当たる。

3 救助救出の方法

町は、警察と連携し、職員の安全確保を図りつつ、被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救助救出活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

(1) 負傷者の救護

救助救出された負傷者は、救急隊が応急処置し、負傷者の症状に適した救急病院等へ搬送する。救助救出活動を完了した部隊は、各隊の指揮者の命により、速やかに別の災害現場に移動する。

(2) 消防団員の活動

消防団員は、災害現場において、救助救出活動を行うほか、消防職員の活動を支援する。

(3) 地域住民の協力

作業は、消防職員・消防団員等によって行うが、災害時は、道路交通網の寸断も予想されるため、地域住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救出活動を行うとともに、消防機関、医療救護班等に積極的に協力するよう努める。

4 関係機関との連携による救助救出活動

町は、職員の安全確保を図りつつ、稚内警察署と緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救助救出活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

なお、海上における遭難者の救助救出事案が発生した場合には、稚内海上保安部とも連携を図る。

5 応援協力要請

- (1) 重機・資機材等及び人員の確保等に当たっては、「災害時における利尻町と利尻建設協会との防災協定」に基づき、利尻建設協会に協力を要請する。
- (2) 町は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は道へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。
- (3) 利尻礼文消防事務組合は、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「北海道広域消防相互応援協定」(資料13-1-1参照)の定めにより、応援要請を行う。

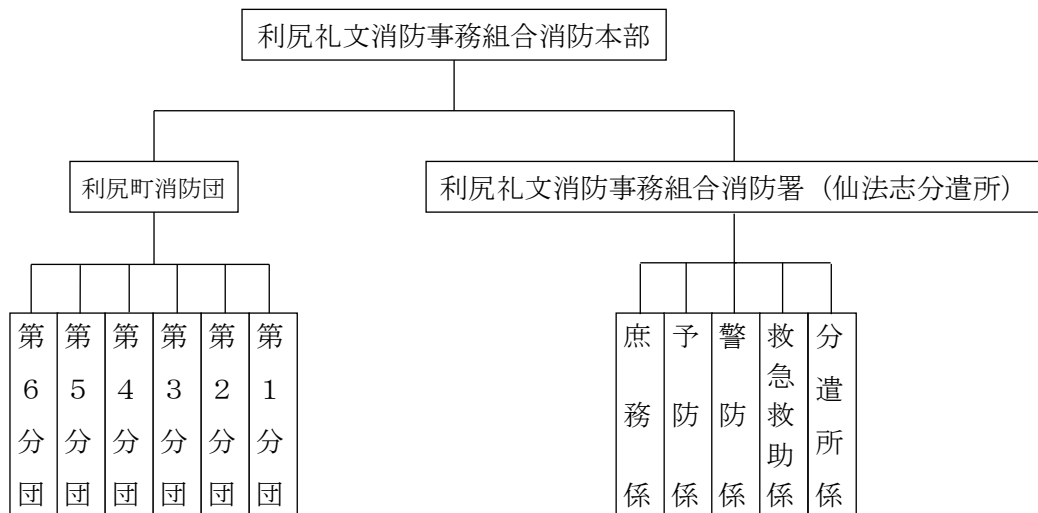
第9節 地震火災等対策計画

大規模地震が発生した場合、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運用を定め、地域の災害を予防し、警戒し及び制圧して、地域住民の生命、身体並びに財産を保護するとともに、被害の軽減を図る。

1 利尻礼文消防事務組合及び町消防団組織

利尻礼文消防事務組合及び町消防団組織は、次のとおりである。

(1) 組織図



(2) 消防職団員の配置

消防職団員の配置及び管轄区域は、資料9-1のとおりである。

2 消防施設の状況

消防車両及び消防水利の現況については、資料9-1参照のこと。

3 火災発生、被害拡大危険区域の把握

利尻礼文消防事務組合は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、危険区域を掌握し、災害応急活動の円滑な実施を図る。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) 崖崩れ、崩壊危険箇所
- (3) 津波等による浸水危険区域
- (4) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

4 相互応援協力の推進

利尻礼文消防事務組合は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- (1) 北海道広域消防相互応援協定（資料14-3）
- (2) 北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料14-4）
- (3) 緊急消防援助隊による応援

5 地震火災対策計画の作成

利尻礼文消防事務組合は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合、その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

(1) 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

(2) 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

(3) 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

(4) 初期消火の徹底

住民に対しては、平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあつては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

6 災害招集計画

利尻礼文消防事務組合消防長は、非常災害が発生し、若しくは発生が予想されるとき、又はその他警戒警備等の必要があるときは、消防職員及び消防団員の招集を行う。

(1) 参集

招集の命を受けた職員は、特に参集場所を指定された場合を除き、速やかに所属の署に参集し、上司の指揮を受けなければならない。

(2) 招集の種類

招集の種類は、次の各号に定める区分による。

非常招集	非常災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、その警戒防御のため必要な職員を招集する。
演習招集	消防活動に対する訓練又は教育その他必要と認めるとき、職員を招集する。

(3) 招集の区分及び方法

招集の区分方法は、次の各号による。

第1号招集	職員全員を近火信号又は演習招集信号、若しくは別に定める信号によるサイレンの吹鳴により招集する。
第2号招集	職員の一部を電話又は口頭により招集する。

(4) 消防隊

消防隊は、消防署職員をもって分隊により編成する。

ア 消防署職員のみにより消防隊を編成することが困難な場合は、消防団長と協議の上、消防団員を加えて、混成により消防隊を編成することができる。

イ 消防隊は、災害現場に出動し、人命救助及び財産保護等の救護活動を行うとともに、これに備えて警戒体制の万全を期するよう努めなければならない。

(5) 分 隊

分隊は、分隊長及び所要の分隊員並びに所定の装備をした消防自動車1台をもって編成する。

(6) 分隊長

分隊長は、当該分隊中、上階級の中から署長がこれを命ずる。ただし、分隊長に事故がある場合は、あらかじめ署長の命じた者が、その任務を代行する。

(7) 分隊員

隊員は、次の各号により、火災現場における業務分担の任務に従事しなければならない。

ア 放水係 火勢局面の状況を察知し、臨機応変な注水を敢行し、火勢を攻撃して消火に努めるとともに、人命救助の必要を認めるときは優先的にこれに当たる。

イ 連絡係 速やかにホースを延長し、ホース線監視及び連絡に当たるとともに、放水係に協力する。

ウ 機関係 迅速な吸水処置を行うとともに、無線機の運用に当たる。

7 出動計画

消防隊の出動は、火災出動、偵察出動、調査出動、応援出動及びその他の出動とし、地域の特殊性、防火対象物の種類又は異常気象時を考慮し、あらかじめ出動計画を立て、運用の適正を図る。

(1) 火災出動

火災出動は、次によるものとする。

第1出動	火災を覚知したとき、当該職員により1分隊、若しくは消防団員の一部が出動する。
第2出動	署長が命令するもので、地理・水利・気象その他の状況により火災の拡大が予想されるとき、職員及び管轄する消防団員の全部が出動する。
第3出動	消防職員及び消防団員の全部が出動する。

(2) 偵察出動

偵察出動は、火災とまぎらわしい事態を発見又は受報したとき、現場に最も近い1隊が出動する。

(3) 調査出動

住民等から、消防に関係のある事項について調査又は処置等の要請があったときは、現場に最も近い1隊又は、調査員が出動する。

(4) 応援出動

不測の大規模災害に対処するため、「北海道広域消防相互応援協定」（平成3年4月1日締結）（資料13-1-1）に基づき、北海道内の市町村及び消防の一部事務組合により相互の応援体制の確立を図る。

(5) その他の出動

その他の出動は、火災以外の災害、その他必要と認められる場合に出動する。

8 消防信号

消防に用いる信号は、次によるものとする。

方法 信号別	種別	サイレン信号	その他の信号
火 災 信 号	火災出動信号又は 火災応援信号	3秒吹鳴 2秒間隔 ●- ●- ●-	IP告知端末
	鎮火信号		IP告知端末
	演習招集信号	約20秒 ●-	IP告知端末
信 火 災 警 報 号 報	火災警報		IP告知端末、広報車等
	火災警報解除		口頭伝達
信 警 津 号 報 波	津波警報信号	約30秒、連続 ●-	IP告知端末 広報車

第10節 津波災害対策計画

大津波警報（特別警報）、津波警報及び津波注意報（以下「津波警報等」という。）について、関係機関との連携のもとに、迅速かつ正確に伝達できる体制及び迅速な避難体制の確立を図る。

1 津波警報等の伝達

- (1) 津波は、地震発生後極めて短時間に沿岸に到達するおそれがあるので、津波警報等が発表された場合、一刻も早く住民等に伝達する。
- (2) 津波警報等及び情報の受理後は、ラジオ、テレビの報道に特に注意するとともに、的確な情報の把握に努める。

2 津波の自衛措置

近海で地震が発生した場合、津波警報発表以前であっても、津波が来襲するおそれがあるため、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、町長は、利尻礼文消防事務組合と協力して、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な高台等に避難するよう指示をする。

3 避難指示の発令基準

	予報の種別	町の対応	住民の対応	周知方法
①	津波注意報 (高さ0.2m以上 1m以下の津波を 予想)	—	海岸線や低地に居住する住民は、テレビ・ラジオ等の情報に留意し、津波に警戒する。	—
②	津波警報 (高さ1m超3m 以下の津波を予 想)	「避難指示」発令	海岸線や低地に居住する住民は、速やかに高台へ避難する。	IP電話(端末)及び町内全域の屋外拡声器等から音声放送を行う。 (夜間など状況によっては、サイレンを吹鳴することがある。)
③	大津波警報(津波特別警報) (高さ3m超の津波を予想)	「避難指示」発令	海岸線や低地に居住する住民は、直ちに高台へ避難する。	IP電話(端末)及び町内全域の消防用サイレン塔からサイレン吹鳴の後に音声放送を行

④	震度4以上の地震 又は長時間のゆっ くりとした揺れを 感じ、避難の必要 を認める場合		〔危険を感じたとき は、自らの判断で 避難所や高台へ早 めに向かう〕	う。
---	--	--	---	----

※津波時の避難所・避難場所については、資料3-1・3-2を参照のこと。

4 避難指示に当たっての留意事項

- (1) 町は、大津波警報又は津波警報が発表された場合は、津波避難対象区域にある住民に対し、速やかに避難指示を行い、その周知徹底を図る。
- (2) 海岸部に近い社会福祉施設や要配慮者に避難指示を行う場合は、自主防災組織等の付近住民や当該施設管理者と連携を図りながら避難誘導を行う。
- (3) 津波の河川遡上のおそれがあるときは、水門の操作管理者等とともに水門の操作を行い、また、付近住民の避難指示を行う。
- (4) 津波による災害が発生し、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、道による避難の指示に従う。

第11節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、町、北海道警察及び稚内海上保安部は、警戒、警備対策を実施する。

1 町

町は、関係機関の災害警備計画に協力し、住民の安全を守るため、次の措置を講ずる。

- (1) 住民が避難した地域等については、地域安全活動を強化して、犯罪の予防、財産の保護等に努める。
 - ア 住民の避難後の住宅密集地域、商店街、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、防犯協会等の自主防犯組織等によるパトロール活動を特に支援するとともに、広報活動を実施し、犯罪の予防等を図る。
 - イ 防犯協会等の自主防犯組織に対して、情報の提供・伝達を行う。
- (2) 大規模な地震発生時には、地域住民による自警団が組織されることが予想されるので、自警団が行う防犯活動に対する支援を行う。

2 北海道警察

北海道警察は、地震、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たる。

- (1) 災害情報の収集
体制を速やかに確立し、災害警備活動に必要な情報収集活動を徹底する。
- (2) 避難の指示等
 - ア 基本法等の規定に基づき、避難の指示又は警告を行うとともに、避難先を示す。
 - イ 住民の避難に当たっては、町、利尻礼文消防事務組合等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たる。
- (3) 広 報
地震、津波が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。
- (4) 救助救出に関する事項
防災関係機関と協力して、被災者の救助救出活動を実施する。また、遺体の取扱いについては、本章第26節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行うものとする。

3 稚内海上保安部

稚内海上保安部は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。
- (2) 巡視船艇・航空機により警戒区域（基本法第63条）又は重要施設周辺海域の警戒を行う。
- (3) 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第12節 交通応急対策計画

地震・津波の発生に伴う交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど、交通の確保に努める。

1 交通支障箇所の調査

(1) 実施責任者

町長は、町の管理に属する道路については、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、その補修対策を講ずるとともに、災害が発生した場合は、被害状況の調査及びその応急対策を行う。

(2) 事前調査

町内における交通確保を図るため、あらかじめ町内の道路、橋梁についてう回路等を検討しておく。

(3) 危険箇所の調査及び報告

災害発生後の調査において発見した危険箇所については、その箇所ごとの規模等を町長に詳細報告する。

2 被災地及びその周辺における交通規制

(1) 道路法に基づく交通規制（同法第46条）

災害時において、町は、道路の損壊、欠壊その他の事由により道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる場合、町の管理に属する道路について、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 道路交通法に基づく交通規制（同法第4条第1項、第5条第1項、第6条第4項）

災害時において、公安委員会、警察署長、警察官等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

(3) 基本法に基づく交通規制（同法第76条、第76条の3関係）

ア 公安委員会の措置

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、道路の区間・区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする（以下「通行禁止区域等」という。）。

イ 警察官の措置

警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施

に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合は、当該車両の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。

また、移動等の措置をとることを命じられた者が、移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとることができる。

ウ 自衛官の措置

町長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施することができる。また、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去を命ずることや現場の被災工作物等の除去等を実施することができる。

エ 消防吏員の措置

警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(4) 広 報

町は、規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、宗谷総合振興局、道路情報センター及び報道機関を通じて住民に周知徹底させる。

(5) 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(7) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(4) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができない場合は、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

3 緊急通行車両の確認手続

(1) 車両の確認

知事（宗谷総合振興局長）又は北海道公安委員会（警察署長）は、車両の使用者等の申出により、当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（総合振興局又は振興局）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると認識したものについては、各車両ごとに緊急通行車両確認証明書（様式4-1）、標章（様式4-2）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両であり、次の事項について行う。

ア 特別警報・警報の発表及び伝達、並びに避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項

オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

キ 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ク 緊急輸送の確保に関する事項

ケ その他、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(5) 事前届出制度の普及等

町、道及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

4 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行う。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

イ 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記アに定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用
者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

(2) 事前届出制度

ア 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出が
なされた場合には、これを受理する。

- (ア) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ 事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に
対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図る。

5 放置車両対策

- (1) 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、
道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の
指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- (2) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に
は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動
等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者
は、自ら車両の移動等を行う。
- (3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして
緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行う。

6 海上交通安全の確保

稚内海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必
要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれの
あるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去
その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することができ
る。

- (4) 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (5) 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第13節 輸送計画

地震・津波災害時において災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援、救出のための資機材、物資の輸送を迅速かつ確実に行う。

1 輸送の方法

(1) 車両等による輸送

災害時輸送は、一次的には自機関の所有する車両、舟艇等を使用し、被災地までの距離、被害の状況等により、自機関の所有する台数では不足する場合は、他の機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上げを行うなど、災害時輸送に支障のないようにする。

(2) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を、また、雪上車等による輸送を行う。

(3) 空中輸送

地上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合には、**北海道防災航空室及び北海道(宗谷総合振興局)**を通じ、自衛隊に対して**災害派遣要請を実施して航空機での輸送**を行う。

なお、ヘリコプターの発着場所は、**資料4-1**のとおりである。

(4) 海上輸送

災害により陸上輸送が不可能な場合は、海上による船舶輸送の方が迅速確実に行われるような場合においては、船舶輸送により必要物資の確保を図る。

船舶輸送を行う場合、沓形湾耐震岸壁を運用することとし、**産業対策部**が船舶の確保、借上げ及び応援要請等を各対策班と密接な連絡調整のもとに行うとともに、本町において確保が困難な場合は、道又は近隣市町村に依頼し応援を要請する。

2 輸送の範囲

- (1) 被災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 被災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送
- (4) 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- (5) 救援物資の輸送(輸送拠点まで、輸送拠点から避難所など)
- (6) その他特に必要を要する輸送

3 輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、記録しておかなければならない。

第14節 食料供給計画

地震・津波災害時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、町は関係機関と連携して、被災者及び災害応急対策従事者の食生活を保護するため、食料等を調達し、炊き出し等を実施する。

1 実施責任者

(1) 被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の供給は、町長が行うものとし、食料の調達が困難なときは、その確保について宗谷総合振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章第11の規定により、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に直接、又は、宗谷総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡しを要請する。

ただし、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、知事は被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮のもと、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。支援物資を要する際に無償・有償の区分を明確化するとともに、事前に経費負担の有無を明示する。

(2) 救助法が適用された場合は、知事が行い、町長は、これを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

2 食料供給計画

(1) 供給の対象

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して供給を行う必要がある場合

(2) 供給の方法及び手続等

ア 自力での調達

食料が不足する場合は、利尻町商工会に協力を要請するほか、農協及び町内関係業者に協力を求める。

イ 知事への要請等

災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀を確保できないときは、その確保について、宗谷総合振興局長を通じ知事に要請する。

ウ 広域応援要請

「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料13-1-3参照）に基づき、知事又は他の市町村長に対して、応援要請を行う。

3 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、本章第13節「輸送計画」及び第29節「労務供給計画」の定めにより措置する。

4 炊き出し計画

(1) 炊き出しの方法

自治会、住民団体、ボランティア等の協力を得て行う。

(2) 炊き出し施設等の状況

炊き出し施設は、各避難所に備えられている設備を利用することとし、不足の場合は、町内の炊き出し可能な施設の協力を求める。

(3) 業者からの購入

町において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯提供業者に注文することが実情に即すると認められるときは、町内の米飯提供者から購入し供給する。

5 乳幼児・高齢者等対策

乳幼児・高齢者等に対する食料品は、最寄りの薬局・食料品店・漁協より調達する。

6 食料の保管、仕分け及び配給

(1) 調達した食料は、あらかじめ定められた場所に集積し、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て仕分けする。

(2) 被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に要配慮者に配慮する。

7 供給の費用及び期間

食料供給等は、救助法の定めに基づいて行う。

第15節 給水計画

ライフラインが被災した場合、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

1 実施責任者

(1) 応急給水は、町長が実施し、浄水の確保と給水に万全を期する。

ただし、知事は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず応急給水について必要な措置を講ずる。

(2) 救助法が適用された場合は、知事が行い、町長は、これを補助する。ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

2 給水体制の確立

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報する。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水を浄化（ろ過、滅菌）して供給する。

(3) 給水資機材の確保

町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たる。

3 給水の実施

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水する。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めるときは、その付近の住民に飲料水として供給する。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

4 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

5 住民への周知

給水を実施するに当たっては、広報車の巡回等により、住民に対して次の事項を周知する。

- (1) 給水拠点又は応急給水栓の設置場所
- (2) 水道施設の復旧見込み及び被害の状況
- (3) その他必要事項

第16節 衣料・生活必需物資供給計画

地震・津波災害時には、住居の倒壊や焼失等により、寝具その他生活必需品等を失う被災者が発生する。また、避難生活が長期化した場合、特に冬季においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、衣料、寝具、その他生活必需品等物資の供給を行い、被災者の生活の安定を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮する。

1 実施責任者

- (1) 被災者に対する物資の供給は、町長が行うものとし、物資の調達が困難なときは、知事に斡旋及び調達を要請する。

ただし、町における物資が不足し災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、知事は要求を待たず物資を確保し輸送する。

- (2) 救助法が適用された場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、知事が行い、町長は、これを補助する。ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

2 実施の方法

次のような災害により、日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与する。

- (1) 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
- (2) 災害により被服、寝具その他生活必需品等物資を失い、日常生活を営むことが困難と思われる者

3 生活必需物資の調達

- (1) 自力での調達

当初、町の備蓄物資を放出するが、不足する場合は、利尻町商工会に協力を要請するほか、町内関係業者に協力を求める。

- (2) 広域応援要請

災害により、備蓄倉庫が被災し物資が供給できない場合及び町のみでの対応では物資が不足

する場合には、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料14-1 参照）に基づき、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

(3) 住民への啓発

住民自らが平常時から食料・飲料水の他に、救急用品、衣類、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておくよう啓発、広報に努める。

4 物資の保管、仕分け及び配給

- (1) 調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所に集積し、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て仕分けする。
- (2) 被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に要配慮者に配慮する。

5 給与又は貸与の方法

(1) 地区取扱責任者

救援物資の給与又は貸与は、各地区情報連絡員等の協力を得て、迅速かつ的確に行う。

(2) 書類の整備

救援物資の給与又は貸与に当たっては、次の書類を備え、その経過を明らかにして処理する。

- ア 世帯構成員別被害状況（様式5-1）
- イ 物資購入（配分）計画表（様式5-2）
- ウ 救助の種目別物資受払状況（様式5-3）
- エ 物資給与及び受領簿（様式5-4）

6 費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。

7 石油類燃料の供給

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努める。

- (1) 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- (2) 町内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) LPGについては、「災害等の発生時における利尻町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」（資料14-8 参照）に基づき、北海道エルピーガス災害対策協議会に協力を要請するほか、町内関係業者に協力を求める。

第17節 ライフライン施設対策計画

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、地震・津波災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

1 上水道

(1) 広 報

町は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

(2) 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。(断水時の応急給水対策については、本章第15節「給水計画」によるものとする。)

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

2 下水道

(1) 広 報

町は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

(2) 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

エ 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。

オ 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。

3 電 気（北海道電力(株)稚内営業所）

(1) 広 報

災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS（X、Facebook）、ラジオ及び報道機関などを通じて、速やかに一般公衆に周知を図る。

(2) 応急復旧

地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、地震・津波の発生に際して、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害があった場合は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、速やかに応急復旧を実施し、早期に停電の解消に努める。

4 電 話（東日本電信電話(株)北海道事業部・(株)NTTドコモ北海道支社などの通信機関）

(1) 広 報

地震・津波災害により通信施設に被害があった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど、住民の不安解消に努める。

(2) 応急復旧

地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、地震・津波の発生に際して、直ちに被害状況（不通の状況）の調査、施設の点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常輻輳等の事態の発生により通信が困難になったり、通信が途絶したりするような場合においても、最小限度の通信を確保するため、速やかに応急復旧を実施し、通信の確保に努める。

5 放 送（NHKなどの放送機関）

地震・津波災害時における放送の途絶は、災害応急復旧活動の阻害要因となるとともに、被災地及び被災住民に対する情報の提供を欠き、社会的混乱を生ずるおそれがあるなど影響が大きい。このため、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、地震・津波の発生に際しては、放送施設、設備の被災調査、点検を実施し、施設に被害があった場合は、速やかに応急復旧を実施するなどして、放送が途絶えないよう努める。

6 ガス施設

(1) 広 報

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するため、住民に対し次の事項を十分周知する。

ア あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。

イ 点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。

ウ 使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び消防署に連絡すること。

(2) 応急復旧（北海道LPガス協会）

地震・津波災害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。このため、地震・津波により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、地震・津波の発生に際して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、施設に被害があった場合はガス漏れ等による二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施する。

第18節 医療救護計画

地震・津波災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、医療機関、道等の関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施する。

1 基本方針

- (1) 医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）により実施されることとし、亜急性期以降においては、道又は町が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。

また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）により行う。

- (2) 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- (4) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。

ア トリアージ

イ 傷病者に対する応急処置及び医療

ウ 傷病者の医療機関への搬送支援

エ 災害時に都道府県が設置するSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整

オ 助産救護

カ 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMATのみ））

キ 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

- (5) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時における心の対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。

- (6) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりとする。

ア 傷病者に対する精神科医療

イ 被災者及び支援者に対する精神保健活動

2 医療救護活動の実施

- (1) 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。

- (2) 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

3 医療及び助産の対象者並びにその把握

(1) 対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害の発生日前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者とする。

(2) 対象者の把握

ア 対象者の把握は、所管の如何を問わず、自治会長を通じ、できる限り正確かつ迅速に把握する。

イ 傷病者の把握については、傷病者にトリアージ・タグを取り付けるとともに、救急状況調書（様式6-1）を作成し、記録集計表（様式6-2）に記載する。

4 救護所の設置

救護所は、町内各医療機関（資料6-1）とするが、必要により現地の公共施設等を使用する。

5 応援要請

(1) 宗谷医師会に対する出動要請

ア 町長は、災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、宗谷医師会長に対して、救護班の出動要請を行う。

イ 要請する場合には、次の項目を通知する。

- (ア) 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- (イ) 出動の時期及び場所
- (ウ) 出動を要する人員及び資機材
- (エ) その他必要な事項

ウ 救護班の編成基準については、宗谷医師会長の定めるところによる。

(2) 道に対する応援要請

災害規模等必要に応じ、知事（宗谷総合振興局長）に対し、次のとおり応援要請を行う。

ア 救護班及びDMATの派遣要請

イ 傷病者救出、搬出、救急医療物資の輸送の支援

(3) その他

「北海道広域消防相互応援協定」（資料13-1-1参照）に基づき、近隣消防機関に対し、応援要請を行う。

6 救急医療活動報告書の提出

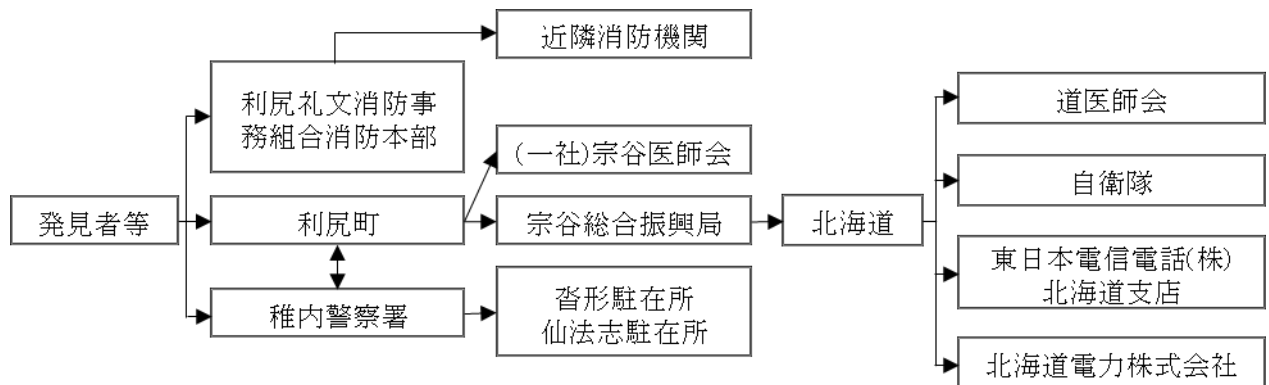
宗谷医師会長は、町長の要請により救護班を出動させ、救急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次に掲げる内容を示した報告書を町長に提出する。

- (1) 出動場所及び出動期間
- (2) 出動者の種別及び人員
- (3) 受診者数（死亡、重傷、軽傷別）
- (4) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗、破損等の内容（数量、額）
- (5) 救急医療活動の概要
- (6) その他必要事項

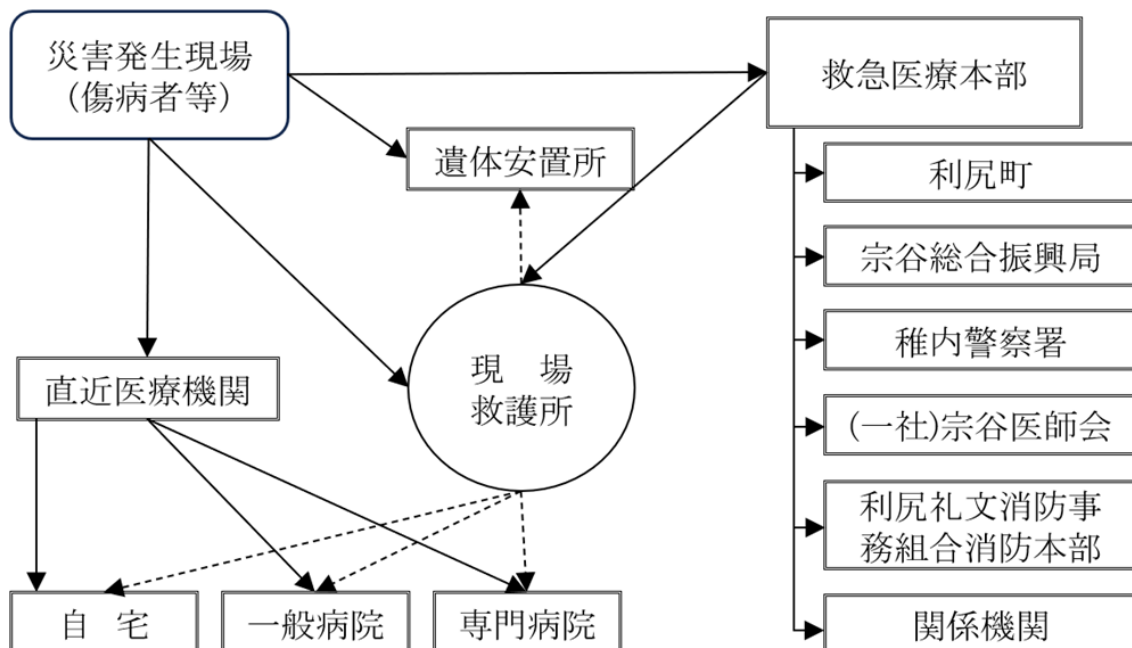
7 災害通報の伝達系統及び傷病者等の搬送系統

地震・津波災害発生時の第一報を受けた機関からの伝達系統及び傷病者等の搬送系統は、次のとおりである。なお、各関係機関のもつ専用通信施設及び移動無線等を使用し、有効適切な通信体制を確立する。

(1) 災害通報の伝達系統



(2) 傷病者等の搬送系統



8 医薬品等の確保

医療、助産に必要な医薬品、衛生機材及び暖房用燃料等は、町内の薬局・薬店（資料6-3）等から調達するが、町内では調達できない場合、災害の状況等により近隣市町村長及び知事に調達を要請する。

9 経費の負担及び損害補償

(1) 経費の負担区分

救急医療対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償をいずれかの機関が負担するかは、次の区分によることを原則とする。

ア 町

町が対策を実施し責務を有する災害の場合

イ 北海道

救助法が適用された災害の場合

ウ 企業体等

企業体等の施設等において発生した災害及び災害発生の原因が企業体等にある場合

(2) 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は、救助法施行令第5条の規定に基づき知事が定めた額若しくは基本法の規定に準じた額に従う。また、救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料、医療器具の消耗破損については、その実費を時価で、それぞれ前記(1)の負担区分により弁償する。

(3) 損害補償

救急医療活動のため出動した医師等がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、これによって受ける損害を、前記(1)の負担区分により補償する。

10 臨時の医療施設に関する特例

著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第19節 防疫計画

地震・津波災害時には、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、知事の指導、指示に基づき適切な処置を行い、感染症の未然防止に万全を期すとともに、被災者の衛生的で安全な生活を支援する。

1 実施責任

- (1) 町は、感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 町は、稚内保健所利尻支所の指導のもと、集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

2 防疫の実施組織

- (1) 災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は、防疫班を編成する。防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成する。
- (2) 防疫班の活動範囲は、主要箇所の外部消毒を主とし、家屋内部の消毒その他は被災家族での処理を原則とする。

3 防疫の種別と方法

(1) 防疫班の消毒活動

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条第2項及び第28条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第14条、15条及び「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」（平成16年1月30日付け健感発第0130001号）の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

ア 浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒を被災後直ちに実施する。

イ 避難場所のトイレ、その他不潔場所の消毒を1日1回以上クレゾールを用い実施する。

ウ 井戸の消毒を実施する。この場合、井戸水1m³当たり20ccの次亜塩素酸ソーダ溶液（10%）を投入し、十分かくはんした後、2時間以上放置させる。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合又は病毒に汚染されたおそれが強いときは、消毒の上、井戸替えを施さない限り使用させない。

エ ねずみ族、昆虫等の駆除については、速やかにこれを実施する。

(2) 被災世帯における家屋等の消毒

ア 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤を配布して、床、壁の洗浄、トイレの消毒、手洗設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等、衛生上の指導を行う。

イ 家屋内の汚染箇所の洗浄、手洗水、トイレの消毒は、クレゾール石けん液3%水溶液で行う。

(3) 患者等に対する措置

町は、知事の指示に基づき、患者の収容に協力する。

なお、感染症指定医療機関は、資料6-2のとおりである。

(4) 臨時予防接種

被災地の感染症発生を予防するため必要があるときは、知事の指示を受け、予防接種を実施する。

(5) 指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施する。

ア 健康調査等

指定避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

イ 清潔方法、消毒方法等の実施

稚内保健所利尻支所の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

ウ 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従させる。また、配膳等の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても、十分指導徹底させる。

エ 飲料水等の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに、使用の都度消毒させる。

第20節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところにより実施する。

1 し尿処理

(1) 活動体制の確立

ア 災害時におけるし尿処理は、地域住民及び利尻郡清掃施設組合の協力を得て、町長が実施する。

イ 町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求めて実施する。

(2) 収集方法

し尿の収集は、委託業者のほか必要に応じて車両を借り上げ、業者作業員の協力を得て実施するものとし、トイレの倒壊、溢水等でし尿が他に散乱しないよう、被害程度の大きな場所から収集する。

(3) 処理方法

災害によるライフラインの被災に伴い、し尿処理が困難となることが想定されるので、次のとおりし尿の処理を行う。

ア し尿の処理は、し尿処理場（資料7-1）で処理することを原則とするが、必要に応じ簡易処理場を設置する。

イ 仮設トイレ等を設置し、貯留したし尿の処理は原則としてし尿処理施設で行うが、処理能力を超える場合は、宗谷総合振興局長を経由して知事に応援を要請する。

(4) 避難所等のし尿処理

発災後、断水した場合には、浴場、河川等で確保した水を利用し、活用する。また、仮設トイレを準備する。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の活用を図る。また、自主防災組織を中心に仮設トイレの建設、消毒、管理を行う。

2 ごみ処理

(1) 活動体制の確保

ア 災害時における清掃は、地域住民及び利尻郡清掃施設組合の協力を得て、町民対策部が実施する。

イ 町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求めて実施する。

(2) 処理方法

- ア ごみの収集に当たっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上げを積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。
- イ 仮置場及び収集日時を定め、住民に広報する。
- ウ ごみは、原則としてごみ処理場（資料7-1）で処理するが、やむを得ない場合は、仮置場にて保管し、近隣の市町村のごみ処理施設等で適正に処理する。
- エ 可能な限り資源ごみは分別し、リサイクルに努める。
- オ 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理することとし、その旨住民に指導、広報する。

3 災害廃棄物処理

- (1) 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。
- (3) 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮集積場所及び処理場に運搬する。
- (4) 災害廃棄物の破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。
- (5) アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に従い、適正な処理を進める。

4 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において行う。

ただし、運搬することが困難な場合は、宗谷総合振興局保健環境部長の指導のもと、次により処理する。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- (2) 移動できないものについては、稚内保健所利尻支所の指導を受け臨機の措置を講ずる。
- (3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあっては1 m以上覆土する。

第21節 家庭動物等対策計画

大規模な地震・津波災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生ずるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、道や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

1 家庭動物等の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）及び「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。
- (2) 災害時において、町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

2 同行避難

災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

3 被災地域における動物の保護

飼い主不明の負傷した動物等又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、道及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

4 避難所における動物の適正な飼育

町は、道と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 各地区の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等に関する道への支援要請
- (2) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整

第22節 文教対策計画

地震・津波災害時には、多数の児童・生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、その調整も必要である。このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

1 実施責任者

- (1) 小・中学校における応急教育及び町立学校施設の応急復旧対策は、教育委員会が行う。
- (2) 救助法が適用された場合の小中学生の学用品の給与は、知事が行い、町長は、これを補助する。ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。
- (3) 学校ごとの災害発生に伴う必要な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行う。

2 応急教育対策

(1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 休校措置

ア 休校の基準

地震・津波が発生したときは、学校長は、教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとる。

イ 周知の方法

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話等、その他確実な方法で各児童・生徒に周知を徹底させる。

(3) 児童・生徒等の安全確保

ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童・生徒等の安全を確保するため、児童・生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童・生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童・生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童・生徒等、保護者及

び関係機関に周知徹底を図る。

(4) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

(5) 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模、被害の程度によって、おおむね次の方法による。

ア 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。

イ 校舎の一部が使用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは、二部授業等の方法をとる。

ウ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

最寄りの学校又は公共施設を利用するものとする。利用する施設がないときは、応急仮校舎を建設する等の対策を講じ、又は宗谷教育局を通じて北海道教育委員会に対し施設の斡旋を要請する。

エ 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討する。

(6) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡をとり、教職員の確保に努める。

3 教科書及び学用品の調達並びに支給

(1) 支給対象者

住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊等の被害を受けた世帯の児童・生徒で、学用品を滅失又は毀損した者に対して支給する。

(2) 支給品名

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 調達方法

ア 教科書の調達

被災学校別、学年別使用教科書別はその数量を速やかに調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、教科書供給書店に連絡して供給を受ける。

また、町内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済みの教科書の供与を依頼する。

イ 教科書以外の学用品の調達

学級ごとに必要数量を取りまとめ、町内の取扱店より調達する。

(4) 支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

(5) 費用及び期間

救助法の定めに基づいて行う。

4 被災教職員・児童・生徒の健康管理

災害の状況により、被災学校の教職員・児童・生徒について、感染症予防接種・健康診断等を宗谷保健福祉事務所利尻支所に依頼して実施する。

5 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については、応急調達に努める。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努める。

6 避難所機能との調整及び衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意する。

- (1) 特に、児童・生徒の指導、管理に注意するとともに、避難の受入れが授業の支障とならないよう留意すること。
- (2) 校舎内、特に水飲み場、トイレは常に清潔にして、消毒に万全を期すること。
- (3) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (4) 避難所として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽の汲み取りを実施すること。

7 教育の要領

- (1) 災害の状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業を実施できるよう努める。特に、授業の実施が不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童・生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
 - イ 教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学道路、その他の被害状況に応じ、通学の安全について指導する。また、集団登下校を実施する際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得て行う。

エ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童・生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り、可能な協力を行う。

8 文化財保全対策

文化財の所有者並びに管理者は、常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第23節 住宅対策計画

地震・津波災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与する。また、破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

1 実施責任者

- (1) 被災に対する住宅対策は、町長が行う。
- (2) 救助法が適用された場合の被災者に対する避難所の設置、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理については、知事が行う。ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

2 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

3 公営住宅等のあっせん

- (1) 入居可能な公営住宅等の確保
町は、速やかに入居可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努める。
- (2) 公営住宅への入居
町は、入居可能な公営住宅に被災者が応急住宅として入居を希望したときは、入居を認める。

4 応急仮設住宅

- (1) 入居対象者
次の条件に該当していなければならない。
ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
イ 居住する住家がない者であること。
ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。
 - (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - (イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等
- (2) 入居者の選定
応急仮設住宅の入居者の選定については、町長が行う。

(3) 応急**仮設**住宅の建設

原則として応急**仮設**住宅の設置は、知事が行う。

(4) 応急**仮設**住宅の建設用地

町は、災害時に応急**仮設**住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握する。

(5) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

イ 応急仮設住宅の供与できる期間は、20日以内に着工、建設工事完了後3か月以内とする。

なお、特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長することができる。

ウ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(6) 建設戸数（借上げを含む。）

道は、町長からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

(7) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理は、知事からの委任を受けて、町長が実施する。また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

5 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

6 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

7 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合に、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し、入居させる。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- (イ) 町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- (ウ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- (イ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は、町が整備し、管理する。ただし、知事が道において整備する必要を認めるときは、道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って、町に譲渡し、管理は、町が行う。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、おおむね次の基準による。

ア 入居者資格

- (ア) 当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 事業主体が条例で定める金額を超えないこと。
- (ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合は、当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4
- (イ) 借上げを行う場合は、住宅共用部分工事費の2/5

8 資材等のあっせん、調達

- (1) 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんに依頼する。
- (2) 道は、町長から資材等のあっせん依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得

て、積極的にあつせん、調達を行うものとする。

9 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

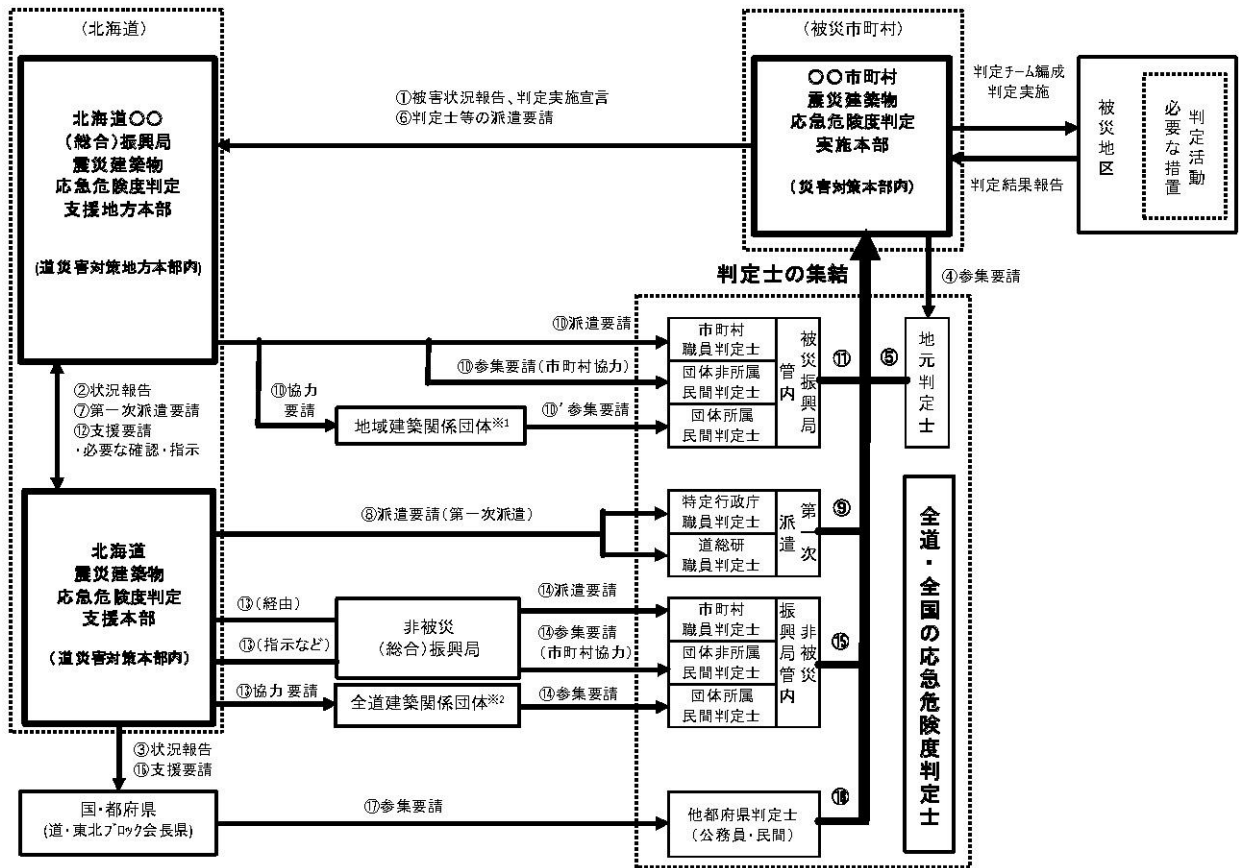
第24節 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、関係機関と連携して、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に周知するなど、必要な措置をとる。

1 応急危険度判定の活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、道及び建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



※1 地域建築関係団体:被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体(例:建築士会〇〇支部)
 ※2 全道建築関係団体:全道連絡協議会の会員である建築関係団体(例:建築士会(本部))

2 応急危険度判定の基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、すべての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカーに対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

判定	ステッカーの色	判定内容
危険	赤	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意	黄	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	緑	建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

所有者に対する行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であり、余震などで被害が進んだ場合又は適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

3 石綿飛散防止対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

(1) 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずる。

(2) 実施主体及び実施方法

ア 道及び町

道及び町は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

イ 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

ウ 解体等工事業者

関係法令に定める方法により石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体工事の場所に備え置き、A3(42.0cm×29.7cm)以上の大きさで掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事

を行う。

エ 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第25節 被災宅地安全対策計画

地震・津波災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図る。

1 危険度判定の実施の決定

町長は、地震発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

2 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し、判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する。
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」に基づき、危険度判定実施本部は、次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成

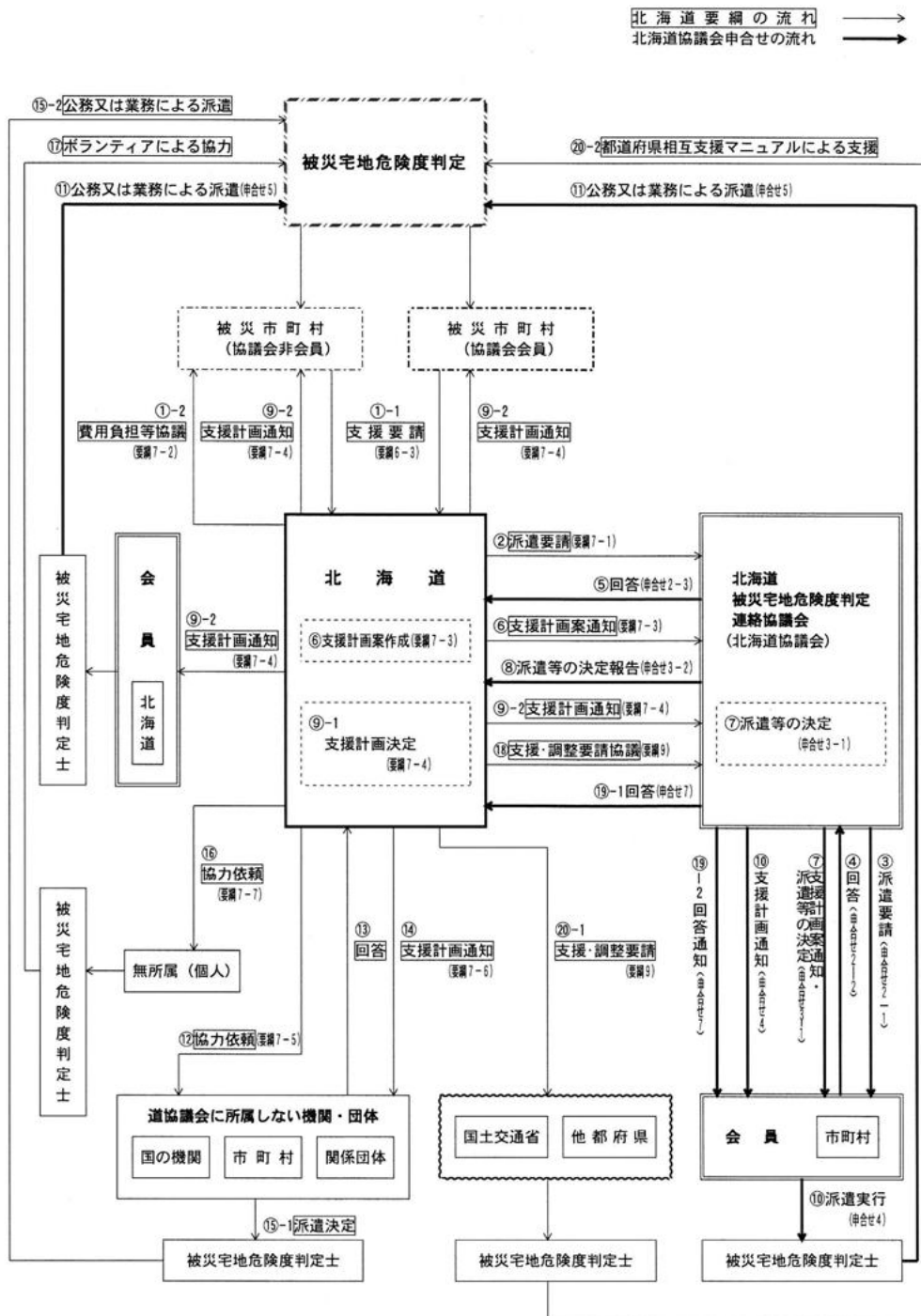
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

町は、道と連携し、災害の発生に備え、次の事項に努める。

- (1) 町は、道との相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

被災宅地危険度判定実施の流れ図



第26節 行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬計画

地震・津波災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者のすべて）が多数発生することが予想され、それらの搜索、收容等を早急に実施する必要がある。このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

1 行方不明者の搜索

災害時における行方不明者の搜索及び遺体の收容処理、埋葬は、町長が警察官及び海上保安官と協力して行う。救助法が適用された場合は、町長は、知事の委任を受けて実施する。

(1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

(2) 搜索の実施

行方不明者の搜索は、警察官、海上保安官及び利尻礼文消防事務組合等の協力を得て行う。ただし、被災の状況によっては、搜索班を編成し、地域住民の協力を得て実施する。

搜索に対しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、医療機関との緊密な連絡体制を図っておく。

(3) 搜索の方法

搜索範囲等	搜索の方法
搜索の範囲が広い場合	ア 搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 イ 搜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ウ 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定めて行う。
搜索範囲が比較的に狭い場合	ア 災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 イ 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 ウ 被災時刻などから搜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し、搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。
搜索場所が海、河川、湖沼の場合	ア 平素の海流、水流、湖沼の実情をよく調査する。 イ 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ウ 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。

(4) 広報活動

捜索をより効果的に行うため、捜索地域内はもちろん、広く関係者の協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

2 遺体の収容・処理

(1) 収容の方法

利尻礼文消防事務組合、海上保安官、警察官及び地域住民等の協力を得て行い、棺おけ等必要機材を確保した上で、町内の寺院、公共施設等遺体収容に適切な場所を選定し、収容する。

(2) 処理の方法

収容した遺体は、速やかに警察官、海上保安官等の検視及び医師の検案を受け、次により処理する。

ア 身元が判明しており、かつ遺族等の引取人がいる場合は、遺体を引き渡す。

イ 身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び一時的な安置をするとともに、遺体の特徴の記録及び所持品を保管する。

(3) 調査表の作成

死者の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査表を作成する。

(4) 変死体の届け出

変死体については、直ちに警察官又は海上保安官に届け出るものとし、その検死後に処理に当たる。

(5) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日ごろから警察との連携を図り、事前の確保に努める。

3 遺体の埋葬

(1) 対象

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体。

(2) 埋葬の方法

町長は、遺体を火葬に付し、又は、棺おけ、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。埋葬の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 事故死等による遺体については、警察署から引継ぎを受けた後、埋葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察署その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。

ウ 被害地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人取扱いとする。

4 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、町の応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行う。

5 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

6 行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間

救助法が適用された場合に準じて行う。

第27節 障害物除去計画

地震・津波災害による家屋、建築物、各種構造物の倒壊や破損に伴って、また地震火災後の粗大廃材など住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の保護を図る。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合は、知事が行い、町長は、これを補助する。ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。
- (2) 道路、河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法、河川法その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者が、これを行う。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うが、その概要は、次のとおりである。

- (1) 住民の生命財産等を保護するため、速やかにその障害の排除を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は、自らの応急対策機器を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び建設業者の協力、応援を得て、速やかに障害物を除去する。
- (2) 障害物の除去の方法は、原状回復でなく、応急的な除去に限る。

4 障害物の保管等

- (1) 町長は、応急措置の実施に支障となる工作物を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。
- (2) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。
- (3) 保管した工作物等が滅失・破損するおそれのあるとき、又はその保管に不相当の費用・手数を要するときは、その工作物を売却し、代金は保管する。

5 除去した障害物の集積場所

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積する。
- (2) 町は、道及び関係機関と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮する。

6 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第12節「交通応急対策計画」の定めによる。

7 費用及び期間

救助法の定めに基づいて行う。

第28節 応急土木対策計画

地震・津波災害の発生後、民生の安定、公共福祉の早期回復を図るため、公共土木施設等の応急復旧工事を実施する。

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めによる。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておく。

イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。

(2) 応急措置の実施

ア 所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずる。

イ 重機・資機材等及び人員の確保等に当たっては、「災害時における利尻町と利尻建設協会との防災協定」に基づき、利尻建設協会に協力を要請する。

ウ 状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は道に要請し、関係機関の協力を求める。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確・円滑に実施されるよう協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確・円滑に実施されるよう、協力体制の確立を図る。

第29節 労務供給計画

町及び関係機関は、地震・津波災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図る。

1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、町長が行う。

2 民間団体への協力要請

(1) 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まず赤十字奉仕団の動員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げをする。

(2) 動員の要請

本部各部（班）において赤十字奉仕団等の労力を必要とするときは、次の事項を示し、**町民対策部**に要請する。

- ア 動員を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 作業場所
- エ 就労予定時間
- オ 所要人員
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

(3) 住民組織等の要請先及び活動

ア 住民組織等の要請先

「利尻町自治会連絡協議会」に対し、協力要請を行う。

イ 住民組織等の活動内容

住民組織等の活動内容は、次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- (ア) 避難所に収容された被災者の世話
- (イ) 被災者への炊き出し
- (ウ) 救援物資の整理、配送及び支給
- (エ) 被災者への飲料水の供給
- (オ) 被災者への医療、助産の協力
- (カ) 避難所の清掃

- (キ) 町の依頼による被害者状況調査
- (ク) その他災害応急措置の応援

3 労務者の雇上げ

活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇い上げる。

(1) 労務者雇上げの範囲

- ア 被災者の避難誘導のための労務者
- イ 医療、助産のための移送労務者
- ウ 被災者救出用機械、器具、資材の操作のための労務者
- エ 飲料水の運搬、機材操作、浄水用薬品の配布等のための労務者
- オ 救援物資支給のための労務者
- カ 行方不明者の捜索及び処理のための労務者

(2) 稚内公共職業安定所長への要請

町において労務者の雇上げができないときは、次の事項を明らかにして、稚内公共職業安定所長に求人申し込みをする。

- ア 職業別、所要労働者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

(3) 賃金の額

- ア 労務者に対する費用は、町が負担する。
- イ 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

(4) 労務者の輸送

町は、労務者の毎日の作業就労に際し、労務者の住所と作業現場との距離がおおむね片道2km以上ある場合は、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労務者の輸送就労について検討する。

第30節 消防防災ヘリコプター運航要請計画

町内において大規模な地震・津波災害が発生し、迅速・的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」並びに「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」の定めにより、消防防災ヘリコプターの有効活用を図る。

1 実施責任者

消防防災ヘリコプターの出動要請は、町長が行う。ただし、緊急の際で、町長が不在等の場合は、その職務代理者が行う。

2 実施方法

(1) 要請の要件

町長は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

- ア 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 町の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

(2) 要請方法

町から知事（危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにFAXにより消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式9-1）を提出する。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
- オ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

(3) 要請先

名 称	電 話 番 号	F A X 番 号
北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室	011-782-3233	011-782-3234

3 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められる場合に運航する。

(1) 災害応急対策活動

- ア 被災状況調査などの情報収集活動
- イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

(2) 救急・救助活動

- ア 傷病者、医師等の搬送
- イ 被災者の救助・救出

(3) 火災防御活動

- ア 空中消火
- イ 消火資機材、人員等の搬送

(4) その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

4 受入体制

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

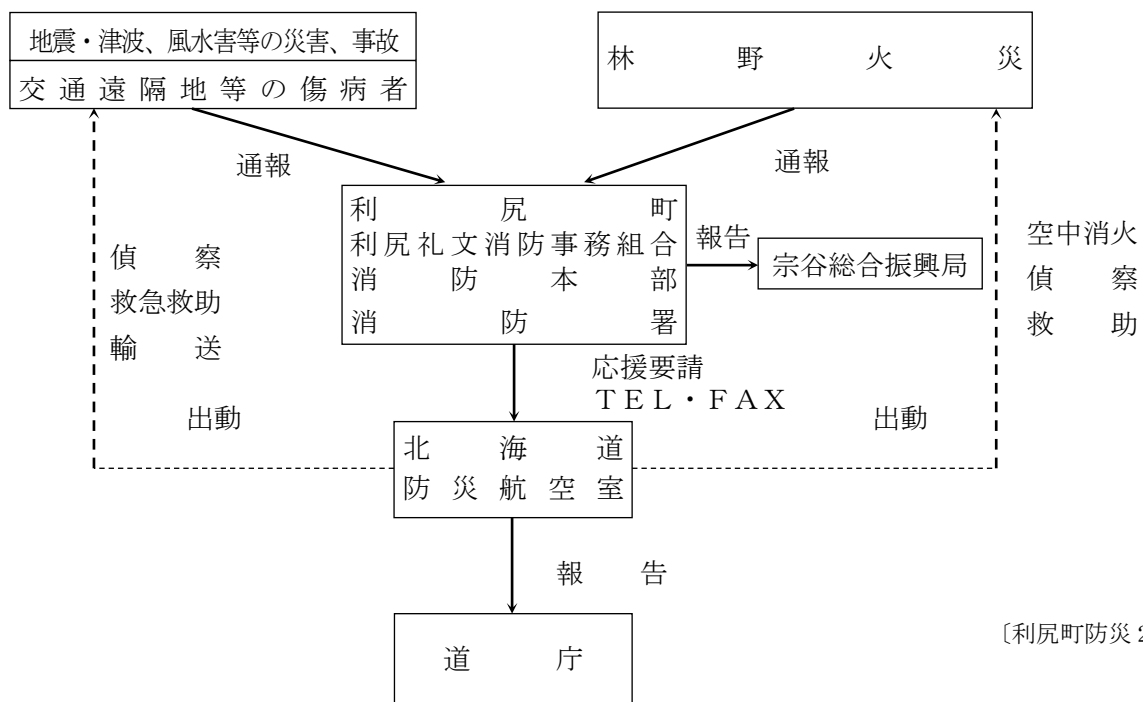
(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する（資料4-1参照）。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずる。

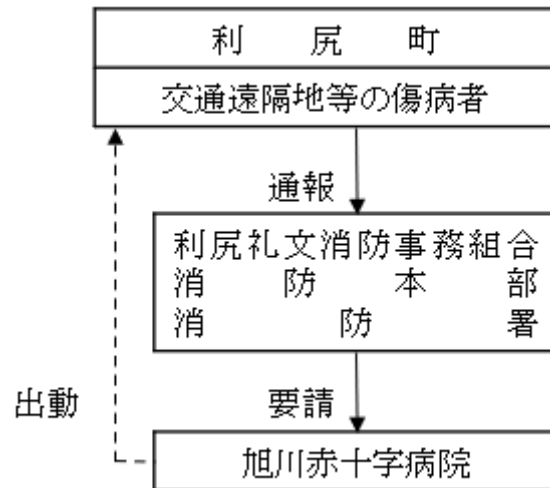
消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



5 ドクターヘリ

利尻礼文消防事務組合消防本部は、町からの出動要請及び住民からの119番通報を受けて出動し、患者の早期治療が必要と判断した場合は、旭川赤十字病院へドクターヘリの出動を要請する。

ドクターヘリ出動要請フロー



第31節 自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画

大規模な地震・津波災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められる場合には、自衛隊の災害派遣により、効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

1 派遣要請権者

- (1) 知事（宗谷総合振興局長）
- (2) 海上保安庁長官
- (3) 第一管区海上保安本部長
- (4) 空港事務所長（丘珠、新千歳、稚内、函館、釧路）

2 災害派遣要請依頼

(1) 要請依頼先

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電 話
陸上自衛隊第2師団第3即応機動連隊長（名寄駐屯地司令）	連隊第3科	名寄市字内淵84	01654-3-2137 内線230 (当直302)

(2) 要請依頼手続等

ア 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（様式10-1）をもって知事（宗谷総合振興局長）に依頼する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町内における災害状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出する。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請依頼する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) 派遣部隊が展開できる場所
- (オ) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

イ 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、前記アの手続を行う。

(3) 受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、町担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておく。

(4) 経費

ア 次の費用は、派遣部隊の受入側である町において負担する。

- (7) 資材費及び機器借上料
- (イ) 電話料及びその施設費
- (ウ) 電気料
- (エ) 水道料
- (オ) 汲み取料

イ その他必要経費については、自衛隊及び関係機関と協議の上、定める。

ウ 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

3 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者の捜索救助活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

4 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ、町及び関係機関に伝達する。また、町等においても、災害情報について自衛隊に提供する。

5 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 知事等が、自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- (4) その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

6 自衛隊との連携強化

(1) 連絡体制の確立

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請依頼（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。

(2) 連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請依頼した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行う。

7 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令による。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

8 派遣部隊の撤収要請依頼

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなつたと認めるときは、速やかに文書（様式10-2）をもって知事（宗谷総合振興局長）に対し、その旨を報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で報告し、その後文書を提出する。

第32節 広域応援・受援計画

大規模な地震・津波が発生した場合、被害が拡大し、町や防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。町は、大規模地震・津波が発生した場合に、円滑な広域応援・受援活動が行えるよう、相互応援協定等に基づき広域的な応援・受援体制を確立しておく。

1 市町村相互応援（受援）体制の確立

(1) 応援協定による応援

町において、地震等による大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」（資料14-1）のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

(2) 基本法による応援

ア 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

イ 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（宗谷総合振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（宗谷総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

ウ 知事（宗谷総合振興局長）は、町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、町長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

2 消防相互応援体制の確立

(1) 町長及び消防長は、地震・津波等による大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」（資料13-1-1）に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

(2) 利尻礼文消防事務組合は、他の消防機関に対する応援が円滑に行われるよう、日ごろから災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

(3) 利尻礼文消防事務組合は、地震等による大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れについては、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計

画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第33節 職員派遣計画

大規模な地震・津波が発生し、町単独では対処することが困難なときには、基本法第29条及び第30条の規定により、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣の要請又はあつせんを依頼し、円滑な応急対策活動を実施する。

1 要請手続等

- (1) 職員の派遣要請をするときは、町長は、次の事項を明らかにした文書をもって行う。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- (2) 職員の派遣のあつせんを求めようとするときは、町長は、次の事項を明らかにした文書をもって行う。なお、職員の派遣のあつせんは、町長が知事に対し行うが、国の職員の派遣あつせんのみでなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
 - ア 派遣のあつせんを求める理由
 - イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあつせんについて必要な事項

2 派遣職員の身分取扱

- (1) 派遣職員の身分取扱は、原則として町及び派遣側の双方の身分を有するものとし、したがって双方の法令、条例及び規則の適用がある。ただし、この場合双方の規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上決定する。また、町は、その派遣職員を定数外職員とする。
- (2) 派遣職員の給与等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、災害対策基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定による。
- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行う。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上決定する。
- (4) 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用する。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第34節 災害ボランティアとの連携計画

地震・津波による大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。町は、ボランティアセンターなどの受付窓口を設置して適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき災害応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活の維持や再建を援助するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が効果的に生かされるよう、その活動環境の整備を図る。

また、北海道災害ボランティアセンター及び被災地における災害ボランティアセンターの活動等については「北海道災害時応援・受援マニュアル」によることとし、被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営については「市町村災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」による。

2 ボランティア受付窓口

- (1) 災害発生と同時に、各地からボランティアの申し出がなされる。この場合、町がボランティア活動に全面的に関わりを持つことは、ボランティア本来の主旨に反することから、社会福祉協議会などの関係団体及びNPO等と協議し、また連携を図って、相互に協力して受付を行う。
- (2) 受付の際には、氏名、住所及び主な活動内容等を記録しておく。
- (3) 災害が大規模な場合、又は町及び関係団体が対応できないと判断される場合は、近隣市町村に応援を要請し、その市町村において受付窓口を設けるものとする。

3 被災地のニーズの把握と情報提供

- (1) 町は、被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (2) ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等に努める。
- (3) 町は、社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア関係協力団体及びNPO等との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

- (4) 町は、ボランティアの需給状況等について、随時、道に報告する。

4 ボランティア団体・NPO等の主な活動内容

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネート

5 ボランティア活動への支援

町、社会福祉協議会及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

6 ボランティア活動の環境整備

- (1) 町は道及び社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。
- (2) 町及び社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。
- (3) 災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第35節 災害救助法の適用及び運用計画

救助法が適用された場合、応急的に、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

1 実施体制

救助法による救助は、知事（宗谷総合振興局長）が行う。

ただし、町長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2 救助法の適用基準

(1) 災害が発生した場合

適用基準				摘要
被害区分 町の人口	町単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合	1 住家被害の判定基準 (1) 滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 (2) 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 (3) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数		
5,000人未満	30	15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	
5,000人以上 15,000人未満	40	20		
15,000人以上 30,000人未満	50	25		
30,000人以上 50,000人未満	60	30		
50,000人以上 100,000人未満	80	40		
100,000人以上 300,000人未満	100	50		

300,000人以上	150	75		<p>床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>2 世帯の判定</p> <p>(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p> <p>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</p>
------------	-----	----	--	---

※ 令和2年国勢調査による本町の人口は、2,004人である。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

3 救助法の適用手続き

- (1) 町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を宗谷総合振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに宗谷総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

4 救助の実施と種類

知事は、救助法が適用された場合、同法に基づき、次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任することができる。

町長は、知事から委任を受けた場合は、当該事務を行わなければならない。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し現に救助の必要がなくなった日まで	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受け	対象者、対象箇所の選定～町設置～道（ただし、委任したときは町）

	て2年以内に延長可能	
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医 療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
助 産	分べんの日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
災害にかかった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	3か月以内(国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町
埋 葬	10日以内	町
遺体の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない
(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。		